

【所管事務の調査（報告）】

川崎市大気・水環境計画（素案）について

資料 1 川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

資料 2 川崎市大気・水環境計画（素案）

環 境 局

川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

第1章 策定の趣旨 〈素案 P.4～〉

1-1 策定の背景・目的

- 大気や水などの環境は、多くの項目で環境基準を達成するなど、これまでの取組により大幅に改善が図られています。
- 一方で、アンケート等の結果からは、依然として公害のイメージが残っていることがうかがえ、環境改善が図られたことが浸透しているとはいえない状況が見られます。
- こうしたことから、本市は、令和元年(2019)年5月に川崎市環境審議会に諮問し、大気や水などの環境に係る計画の考え方について令和2(2020)年11月に答申を受けました。
- 答申の趣旨である、
 - ・法や条例に基づくこれまでの取組を継続し、良好な環境を維持していくこと
 - ・更なる環境の向上や環境が良好であることについての市民の実感の向上のため、これまでの規制的な取組に加え、市民・事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった視点を加えること
 などを踏まえ、総合的に取り組んでいくために、川崎市大気・水環境計画を策定します。

1-2 位置づけ・対象範囲、計画期間

- 位置づけ
 - ・環境基本計画が掲げる環境要素のうち「大気や水などの環境保全」分野の個別計画
 - ・この分野の考え方、目標、施策体系、具体的な取組を提示
- 対象範囲
 - ・大気環境（大気、騒音、振動、悪臭）
 - ・水環境（水、土壌、地盤）
 - ・化学物質（大気や水などの環境中に含まれるもの）
 ⇒ 「1-1 計画策定の背景・目的」で述べた実感の向上に取り組むため、大気や水などの環境に関する市民実感についても対象範囲とします。

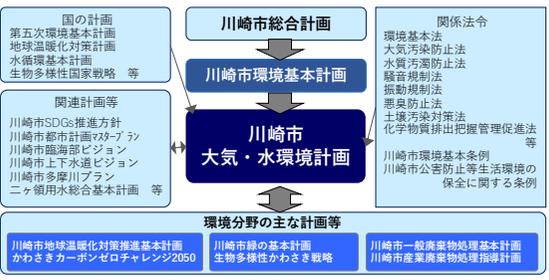


図 川崎市大気・水環境計画の位置づけ

- 計画期間
 - 令和3(2021)年度から概ね10年先を見据えながら、「大気や水などの環境保全」分野における令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間の具体的な取組をとりまとめる。

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	
大気・水環境計画	大気や水などの環境保全分野に係る考え方、目標、施策体系、具体的な取組を示す					計画策定後、5年で具体的な取組等の見直し					
	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度					令和8(2026)年度～令和12(2030)年度					
	具体的な取組					具体的な取組					

図 計画期間

第2章 大気や水などの環境保全分野における現在の取組① ～地域環境を守るための取組の概要～ 〈素案 P.8～〉

2-1 地域環境を守るための取組

- 大気や水などの環境が良好であるという**実感の向上のため**には、環境を保全するために行われている**現在の取組について、分かりやすく伝えていくことが大切です。**
- この分野の取組を知ってもらうため、環境を保全するために**現在行っている取組**を分かりやすく**紹介**します。

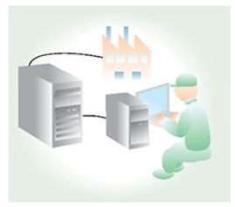
(1) 法律、市条例により、公害の発生を抑えています（法や条例による規制）

- 届出・許可制度
 - 公害を発生させる恐れのある施設の設置届等を確認し、法や条例を守るか事前に審査しています。
- 排出基準の設定
 - 公害の原因となるものを排出する量を減らすため、基準をつくっています。
- 立入調査、指導
 - 工場に立ち入り、基準を守っているか調査しています。基準が守られていない場合は、基準を守るよう指導しています。



(2) 環境の状況を調査しています（環境などのモニタリング）

- モニタリングの実施
 - 大気や水などの環境の状況を常に監視しています。
 - ・24時間大気の状態を測定する装置を各区に設置
 - ・川などの水質を定期的に調査
 - ・大きな工場などには、オンラインでリアルタイムに排出状況を確認できる装置を設置
- 問題が発生した時の調査
 - 騒音やにおいなどの問題が発生したときに、状況を調査します。
- 問題になる前の調査
 - 基準が決められていない化学物質について、将来、問題になる可能性がないか、実態を把握するため調査しています。



(3) 市民、事業者と協力して、環境負荷の低減をめざしています

- 自動車排出ガスへの取組
 - 自動車排出ガスで大気が汚染されないように、大気汚染物質が少ない車に買い替えてもらう取組や、エコドライブを普及させる取組を行っています。
- 環境・リスクコミュニケーション
 - 化学物質などの地域の環境の情報を、市民・事業者・行政が共有して、お互いに理解していくための取組（環境・リスクコミュニケーション）を通して、地域のより良い環境づくりをめざしています。



川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

第2章 大気や水などの環境保全分野における現在の取組② ～各項目の現状と課題～ (素案 P.10～)

2-2 大気環境の現状と課題

●大気環境について

- 大気汚染物質には、もともと大気中に微量に存在するものもありますが、窒素酸化物や粒子状物質などは、工場・事業場の煙突等からの排出ガスや自動車などの排気ガス、その他に一般家庭の湯沸かし器などからも排出されます。
- 窒素酸化物等の大気汚染物質は大気中で反応して、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントを生成します。
- これら大気汚染物質が高濃度になると、人や植物に悪い影響を及ぼすおそれがあります。

●大気環境を保全する現在の主な取組

- ・大気環境の常時監視等
→ 大気環境の測定・監視等
- ・工場・事業場の大気汚染対策
→ 法や条例に基づく審査・指導、立入調査等
- ・交通分野における大気汚染対策
→ 環境に優しい車両の普及促進等
- ・石綿（アスベスト）対策、騒音・振動対策、悪臭対策
→ 法や条例に基づく審査・指導、立入調査等

●現在の状況

- ・これまでの工場・事業場への対策や交通環境対策により、大気汚染物質の排出は大幅に削減され、近年まで環境基準非達成が続いていた二酸化窒素や微小粒子状物質（PM2.5）を含む、**ほぼ全ての項目で環境基準を達成**しています。
- ・環境基準の達成に至っていない**光化学オキシダント**についても、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の**環境中の濃度は低下傾向**にあります。

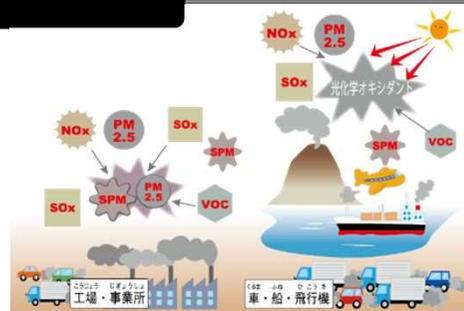


図 大気汚染物質の発生と生成の仕組み



図 大気環境の常時監視測定局



図 PM2.5の環境基準達成状況

今後の主な課題

- 二酸化窒素：対策目標値（環境基準）※の上限値（0.06ppm）に近い値の測定局があるため、安心で快適な環境を目指して対策目標値（環境基準）の下限値（0.04ppm）の全局達成に向けて取り組む必要
※二酸化窒素の対策目標値は、環境基準と同じ上限値0.06ppm、下限値0.04ppmと定めている。
- PM2.5：・環境基準に近い値の測定局があるため環境基準の達成を維持する取組が必要
・生成の仕組みが一部未解明であり、原因究明に向けた取組が必要
- 光化学オキシダント：・光化学オキシダントが原因の光化学スモッグ注意報が毎年発令
・濃度の低減に向けた取組の推進が必要

2-3 水環境の現状と課題

●水環境について

- 水環境に影響を与える要因には、生活排水により有機物や窒素、リンなどの汚れが川や海に流れ込むことや、工場排水に含まれるヒ素や鉛などの有害物質が流れ出て、川や海、土壌を汚すことなどがあります。
- 都市化の進行による川の水量の減少や、大量の地下水の汲み上げによる地盤沈下も要因となります。これらのことが起こると、市民生活や水生生物の生息環境に影響を与えることがあります。
- 本市では、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素を総合的に捉えた施策を推進してきました。

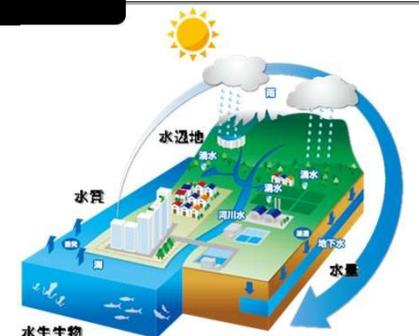


図 水環境を構成する4つの要素

●水環境を保全する現在の主な取組

- ・水質に関する取組
→ 水質の測定・監視、法や条例に基づく審査・指導等
- ・水量に関する取組
→ 河川流量の測定・監視、水のかん養機能の保全等
- ・水生生物に関する取組
→ 水質改善等生息環境の保全、水生生物調査の実施等
- ・水辺地に関する取組
→ 水辺に親しむ取組、水辺環境の保全等
- ・土壌環境及び地盤環境に関する取組
→ 法や条例に基づく適正管理の指導・助言等



河川の水質測定及び排水検査の実施状況

●現在の状況

- ・これまでの工場・事業場への対策等により、**河川の水質(BOD)は全地点で環境基準値に適合**しています。
- ・**海域の水質(COD等)**は環境基準の全地点での適合に向け**周辺自治体等と連携した取組を進めています**。
- ・**水辺に親しむイベントなどの取組**を関連部署と連携して実施し、**環境配慮意識の向上**を図っています。



水に親しむイベントの実施状況

今後の主な課題

- BOD(河川の環境基準の主な項目)：基準値適合を維持するための取組を継続して推進する必要
- COD(海域の環境基準の主な項目)：基準値適合に向け周辺自治体等と連携した取組が必要
- 関連部署と連携した施策の推進、市民と水とのより良いふれあいの場づくりを進める必要
- 生活排水に関する普及啓発などによる配慮意識の更なる向上、市民の配慮行動の促進が必要

川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

第2章 大気や水などの環境保全分野における現在の取組③ ～各項目の現状と課題～ 〈素案 P.30～〉

2-4 化学物質の現状と課題

●化学物質対策について

- 化学物質は、毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっていますが、化学物質の中には、適正に取り扱われなければ、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのあるものがあります。
- このような影響を未然に防止するためには、身の回りの化学物質の環境リスク※を正しく理解し、市民、事業者、行政が協力して環境リスクを減らす取組を進めることが求められます。
- 本市は、化学物質の環境調査、環境・リスクコミュニケーションの促進などの化学物質対策に先進的に取り組んできました。

※人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性

●化学物質対策の現在の主な取組

- ・PRTR制度の適正な運用
→ 化学物質の排出量・移動量の把握、情報の公表等
- ・化学物質の環境リスクの把握
→ 環境調査の実施、環境リスクの評価・公表等
- ・環境・リスクコミュニケーションの促進
→ 市民・事業者・行政の情報共有による相互理解のためのセミナー・講習会の開催等

●現在の状況

- ・事業者による自主的な化学物質の適正管理の推進及び市による事業者の取組促進などにより、環境基本計画（平成23(2011)年策定）等における重点目標を達成しています。
- ・市内における**化学物質**の環境への**排出量は大幅に削減**されています。



図 身の回りで使われている化学物質の例

今後の主な課題

- 化学物質の総排出量：維持又は低減に取り組むことが必要
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組、化学物質の環境リスク等に関する理解促進に向けた更なる取組が必要

2-5 市民実感（大気や水などの環境）の現状と課題

- 本市では様々な市民アンケート調査を行っています。これらに加えて計画策定に向けて大気や水などの環境に関する市民意識等をさらに把握するためのアンケートを実施しました。
- 各種アンケート調査の結果から、大気や水などの環境に関する市民意識を次のとおりまとめました。
 - ・環境改善が満足度向上につながっておらず、実感が伴っていない
 - ・満足度は、地域では南部が低く、年代では30～40代が低い
 - ・情報取得は、30～40代は、ホームページ・広報誌などの紙媒体・SNSなど様々な媒体を利用している

表 主な環境基準の達成状況

	大気					水質		
	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	光化学オキシダント	河川・生物化学的酸素要求量(BOD)	海域・化学的酸素要求量 (COD)	
達成状況 (2019年度)	測定した全地点で達成					測定した全地点で非達成	測定した全地点で達成	沖合部で非達成
全市達成年度	1979	2013	2004	2016	-	2010	-	



図 市民の空気や川、海のきれいさへの満足度の経年推移

今後の主な課題

- 大気や水などの環境への関心を高め、環境に配慮した行動を促すための取組が必要
- 環境保全の取組や環境の現状が十分伝わっていないため、市の取組や環境の現状を市民に分かりやすく伝える必要

第3章 基本的な考え方

〈素案 P.45～〉

3-1 本計画がめざすもの・目標

本計画がめざすもの

環境基本計画における「大気や水などの環境保全」の目標の実現に向け、市民や事業者の連携・協力・参加を促進して、より良い環境づくりを共に進めていくため、この分野における考え方や目標、具体的な施策等を分かりやすくとりまとめ、**だれもが健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現**をめざします。

目標

【大気環境のめざす状況】

二酸化窒素濃度及びPM2.5濃度の更なる低減、光化学スモッグ注意報発令0日に向けた光化学オキシダント高濃度の低減を主なものとして、**大気環境全体の負荷の低減**をめざす。

- 【目標】・二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値(0.04ppm)の達成
- ・PM2.5の環境基準の達成維持
- ・光化学オキシダント高濃度の低減

【水環境のめざす状況】

市民の水環境への配慮意識向上の取組を推進するとともに、更なる水質改善や水量・水生生物・水辺地の施策を連携して推進し、より良い水環境の実現をめざす。

- 【目標】 河川のBOD、海域のCODの環境基準値適合

【化学物質対策のめざす状況】

化学物質の総排出量の維持又は低減とともに**環境リスクの低減及び理解促進の取組を推進**する。

- 【目標】 市内のPRTR対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減

【市民実感のめざす状況】

環境配慮意識や環境が良好であるという実感の向上を図る。

- 【目標】 大気や水などの環境が良好であるという市民の実感の向上

川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

第4章 基本施策① 〈素案 P.52〜〉

4-1 施策体系



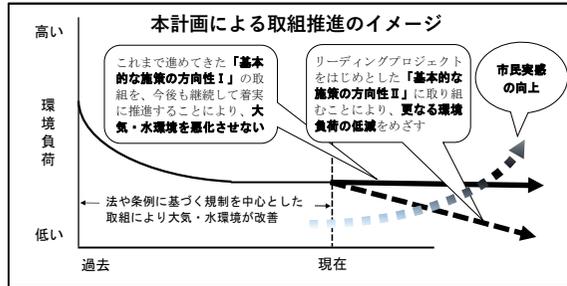
基本施策	施策	主な具体的取組	取組を効果的に推進するための2つの視点
基本施策 I-1 大気や水などの環境保全 【環境保全の基盤となる取組】 環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時に適切な対応を行う。 	① 大気環境に係る事業所等の監視・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境に係る法や条例等に基づく立入調査 ・大気環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導 ・石綿（アスベスト）飛散防止対策に係る届出等の審査・指導 	複合的な環境施策の展開 地域の特性を踏まえた取組 主要な環境分野 ○脱炭素化 ○自然共生 ○資源循環 大気や水などの環境に影響する連携施策 複合的な取組につなげる 市民実感の向上につなげる 本文 P.72～参照 本文 P.77～参照
	② 水環境に係る事業所等の監視・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境に係る法や条例等に基づく立入調査 ・水環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導 ・土壌汚染に係る届出等の審査・指導 	
	③ 大気環境に係るモニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の監視 ・光化学オキシダントに係る監視 	
	④ 水環境に係るモニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、海域の水質調査 ・地下水質の監視 ・精密水準測量による地盤沈下量の監視 	
	⑤ 苦情相談への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動に係る苦情相談対応 ・悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応 ・水質等に係る苦情相談対応 	
	⑥ 緊急時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故時の対応 ・災害時の対応 	
	⑦ 大気や水などの環境保全に係る連携施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト対策、下水道整備、浄化槽管理 ほか【連携取組】 	
基本施策 II-1 環境配慮意識の向上 市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進による環境の向上をめざす。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど情報を適切に伝えることで実感の向上を図る。 	① 大気や水辺に親しむ取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●水辺に親しむ機会の創出 リーディングプロジェクト 環境配慮意識向上プロジェクト① ・水環境に係る調査研究（河川の生物調査など） ・大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進 	複合的な取組につなげる 市民実感の向上につなげる 本文 P.72～参照 本文 P.77～参照
	② 環境教育・環境学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●出前授業（大切な大気・水環境のはなし）の推進 リーディングプロジェクト 環境配慮意識向上プロジェクト② ・水辺に親しむイベント等の実施 ほか 	
	③ 効果的な情報発信の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代に合わせた情報発信 ・地域ごとの取組や環境データの情報発信 ・市民・事業者が利用しやすいデータの構築・提供 ・自転車活用推進、生物多様性推進 ほか【連携取組】 	
	④ 環境配慮意識の向上に係る連携施策 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワークショップ等による市民参加の促進 リーディングプロジェクト 協働・連携プロジェクト ・市民参加型環境調査 ・他自治体連携による取組 ・国、自治体等と連携した東京湾の環境調査 ・国際的な環境保全活動への支援・連携 ・市民協働による地域緑化 ほか【連携取組】 	
基本施策 II-2 多様な主体との協働・連携 市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携を強化する。 	① 市民協働・連携の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代自動車の普及促進 リーディングプロジェクト 自主的取組促進プロジェクト ・工口運搬制度の運用 	複合的な取組につなげる 市民実感の向上につなげる 本文 P.72～参照 本文 P.77～参照
	② 広域連携等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進（環境行動事業所制度の運用） ・VOC排出削減に向けた取組の推進（事業者の排出状況の把握及び削減取組の支援） ・事業者交流の取組（事業者との連絡会など） ・公共交通施策の推進、次世代自動車等の導入 ほか【連携取組】 	
	③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進 リーディングプロジェクト 環境影響未然防止プロジェクト ・環境・リスクコミュニケーションの推進 ・環境性能に優れた施設（トップランナー等）導入促進 ・環境影響評価の推進 ・大気環境に係る調査研究（光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など） ・化学物質に係る調査研究（環境リスク評価など） ・脱炭素等新たな課題に関する調査研究（水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など） ・建築物環境配慮 ほか【連携取組】 	
	④ 多様な主体との協働・連携に係る連携施策 		
基本施策 II-3 事業者の自主的な取組の促進 環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。 	① 交通環境配慮行動の促進 		複合的な取組につなげる 市民実感の向上につなげる 本文 P.72～参照 本文 P.77～参照
	② 事業者の自主的な取組の支援 		
	③ 事業者との情報共有の促進 		
	④ 自主的取組の促進に係る連携施策 		
基本施策 II-4 環境影響の未然防止 人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持つよう情報共有を図る。 	① 化学物質の適正管理の推進と理解の促進 		複合的な取組につなげる 市民実感の向上につなげる 本文 P.72～参照 本文 P.77～参照
	② 環境影響の低減に向けた取組 		
	③ 環境影響の低減に向けた調査研究 		
	④ 環境影響の未然防止に係る連携施策 		

川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

第4章 基本施策② 〈素案 P.54〜〉

4-2 リーディングプロジェクト

本計画による取組推進イメージとリーディングプロジェクト



「**基本的な施策の方向性Ⅰ 安全で良好な環境を保全する**」

→ 環境を保全するための取組 **【基盤の取組】**

「**基本的な施策の方向性Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る**」

→ **更なる環境の向上**や**市民の実感の向上**をめざす取組

リーディングプロジェクト

基本的な施策の方向性Ⅱのうち、基本施策推進の核となる先導的な取組をリーディングプロジェクトとして設定

協働・連携プロジェクト

ワークショップ等による市民参加の促進

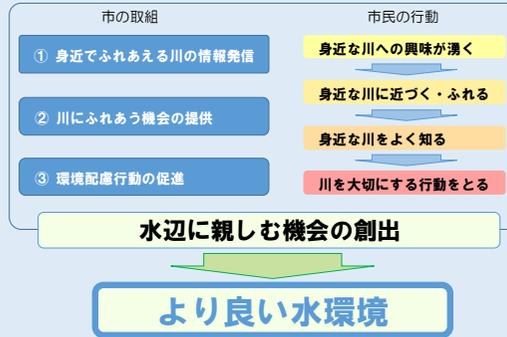
親子向け環境学習や施設見学と組み合わせるなど、**様々な年代の市民**や事業者など**多様な主体と連携**して行う**ワークショップ**等を通じ、大気や水などの環境への**理解を深め、関心を高めて実感の向上につなげるとともに**、行政と市民の対話の機会を設けることで**市民参加の促進**を図ります。



環境配慮意識向上プロジェクト①

水辺に親しむ機会の創出

市民が水辺にふれあうきっかけとなるよう、**市民参加型イベントや環境教育**を通じて、「**水辺の親しみやすさ評価指標**」を活用した調査を行います。調査結果を公表し、市が身近でふれあえる川の**情報発信**を行うことで、**川にふれあう機会を提供し、環境配慮行動の促進、水環境の満足度や実感の向上**につながる取組を推進します。



環境配慮意識向上プロジェクト②

出前授業(大切な大気・水環境のはなし)の推進

市内の**小学生を対象**に、大気や水環境を守る業務の概要や環境の現状、大気・水環境の大切さ、みんなにできること等について説明して質問を受ける「**出前授業**」を行います。体験型の授業や視覚に訴える授業を実施し、小学生に**環境の大切さを直接伝え、学ぶなかで実感してもらおう**とともに、授業後は**家庭で学習内容を伝えてもらう**ことを通じて、**学習の効果を親世代にもつなぎ**、ひろげていく取組を進めます。

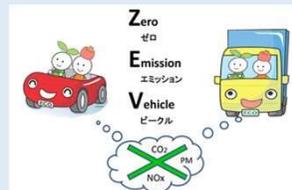


自主的取組促進プロジェクト

次世代自動車の普及促進

次世代自動車の利用機会の創出、インフラ整備に向けた取組、市役所の**率先導入**等により、次世代自動車の普及を促進します。

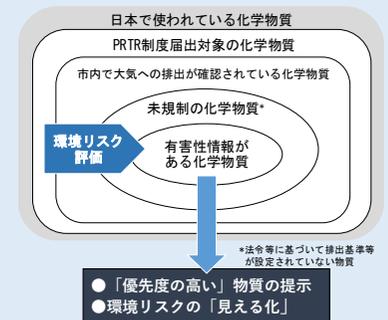
- ・E Vの普及拡大に向けて、市民のE Vの利用機会創出に繋がる**EVカーシェアリング**を活用した普及**方策を推進**します。
- ・充電設備及び水素ステーションなどの**インフラ整備**に向けた取組を推進します。
- ・**公用乗用車**への電動車(xEV:EV, PHV, HV, FCV)の**導入を促進**します。
- ・廃棄物発電を活用したE Vごみ収集車の運用を推進します。
- ・乗用車等のガソリン車に比べて次世代自動車の普及率が低いトラック・バス等のディーゼル車の**ZEV**への**転換**に向けて調査研究を行います。



環境影響未然防止プロジェクト

環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進

- ・法令等に基づいて**排出基準等が設定されていない物質**についても、化学物質の有害性の知見や市内の大気環境の状況等を踏まえた**環境リスク評価**を行います。
- ・環境リスク評価を活用し、「**自主管理優先物質**」(有害性の程度や市内の大気環境の状況等を鑑み、事業者による自主的な管理の優先度が高い物質)等を**示す**ことで、事業者による**自主的な化学物質の適正管理を促進**します。
- ・**環境リスクを見える化**することで、**市民の化学物質に対する理解を促進**します。
- ・自主管理優先物質等については、定期的に見直しを行います。



川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

第4章 基本施策③ 〈素案 P.72〜〉

4-3 複合的な環境施策の展開

大気や水などの環境に係る取組は、他の環境分野や大気や水などの環境に影響する他部局の取組など、関連する様々な分野と連携して施策の展開を図ることが重要なため、次のとおり、「主要な環境分野との連携」、「大気や水などの環境に影響する連携施策」を示し、連携を図りながら取り組んでいきます。

●主要な環境分野との連携

基本施策の取組の中で、主要な環境分野に関連する取組を位置づけます。

○脱炭素化

温室効果ガスの排出量削減に向けた次世代自動車の普及を始めとした交通環境対策の推進など、脱炭素化に寄与する取組

取組：次世代自動車の普及促進 など

○自然共生

多様な水生生物との共生につながる良好な河川・海域の水質保全など、自然共生に寄与する取組

取組：水辺に親しむ機会の創出 など

○資源循環

事業者の廃棄物削減に向けた自主的取組の支援や水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など、資源循環に寄与する取組

取組：水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究 など

●大気や水などの環境に影響する連携施策

様々な部局による大気や水などの環境に影響する取組を連携施策として位置づけます。

基本施策 I-1

大気や水などの環境保全に係る連携施策

アスベスト対策、下水道整備、浄化槽管理 など

基本施策 II-1

環境配慮意識の向上に係る連携施策

自転車活用推進、生物多様性推進 など

基本施策 II-2

多様な主体との協働・連携に係る連携施策

市民協働による地域緑化 など

基本施策 II-3

自主的な取組の促進に係る連携施策

公共交通施策の推進、次世代自動車等の導入 など

基本施策 II-4

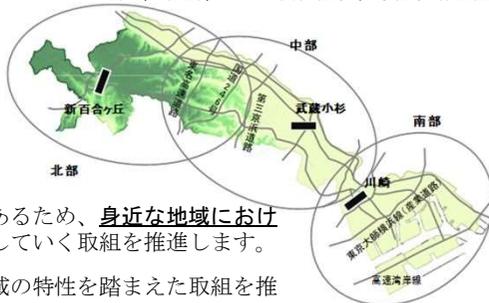
環境影響の未然防止に係る連携施策

建築物環境配慮 など

4-4 地域の特性を踏まえた取組

●地域区分

南部（臨海部）：主に川崎区
中部（内陸部）：主に幸区、中原区、高津区
北部（丘陵部）：主に宮前区、多摩区、麻生区



○市全体としては環境基準を概ね達成していますが、環境基準等の達成状況には地域により差異があります。

○アンケート等の結果によると、地域の環境が良好であるという実感が高まっているとは言えず、地域でどのような取組が行われているか、市民に十分認知されていない状況があります。

- 身近な地域環境への関心を高めるようにするため、**身近な地域における環境保全の取組や地域の環境データについて紹介**していく取組を推進します。
- ・具体的な地域区分ごとに取組の方向性等を示し、地域の特性を踏まえた取組を推進していきます。

第5章 推進体制及び進行管理 〈素案 P.81〉

5-1 推進体制及び進行管理

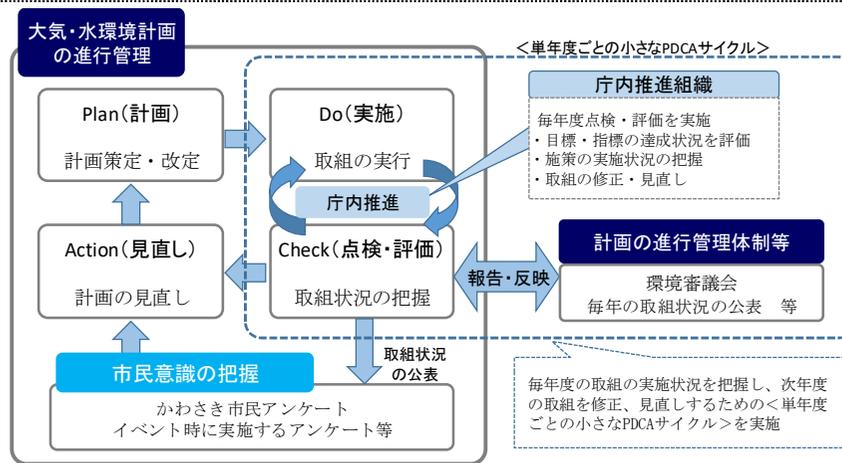
●庁内推進組織を設け、計画の進捗に関して単年度ごとに**取組状況を把握、点検**して**取組の修正**を行うなど、適切に進行管理を行います（図中の＜単年度ごとの小さなPDCAサイクル＞）。

●実施状況を取りまとめ、**環境審議会に報告するとともに公表**します。

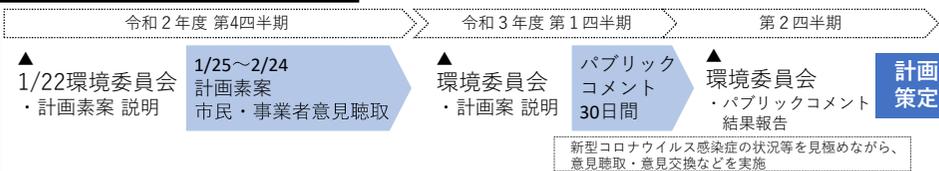
●次のとおり**PDCAサイクルを基本とした仕組み**で取組の実効性を評価し、新たな取組や既存の取組の見直しを図る観点から、策定後5年で見直しを行い、必要に応じて各種制度改正等の検討を行います。

PDCAサイクル

- (1) 計画(Plan)：目標や基本的な施策の方向性等及び具体的な取組を定めた計画を策定・改定する。
- (2) 実施(Do)：計画に定める各取組について、適切に予算措置をした上で実施する。
- (3) 点検・評価(Check) ＜単年度ごとの小さなPDCAサイクル＞
 - a 指標を活用して取組状況を適切に把握・点検し、取組の修正・見直しを行う。
 - b 把握した取組状況を環境審議会に報告した上で公表し、取組の見直しを反映する。
- (4) 市民意識の把握：かわさき市民アンケート等を活用して施策の実施状況に係る市民意識を把握する。
- (5) 見直し(Action)：点検・評価の結果を踏まえて取組を見直し、計画の見直しに反映する。



策定スケジュール



新型コロナウイルス感染症の状況等を見極めながら、意見聴取・意見交換などを実施

川崎市大気・水環境計画 (素案)

令和 3 年 月

目次

はじめに

第1章 策定の趣旨	4
1 策定の背景及び目的	4
2 基本的事項	6
(1) 位置づけ及び対象範囲	6
(2) 計画期間	7
第2章 大気や水などの環境保全分野における現在の取組.....	8
1 地域環境を守るための取組	8
(1) 大気環境の取組（騒音、振動、悪臭含む）	10
(2) 水環境の取組（土壌、地盤含む）	17
(3) 化学物質対策の取組.....	30
2 大気や水などの環境に関する市民実感.....	35
(1) 環境改善の状況と市民の満足度	35
(2) 地域別、年代別の満足度の傾向	36
(3) 大気・水環境に対する関心及び配慮行動	38
(4) 効果的な情報発信手法	39
3 今後の課題	40
(1) 大気や水などの環境に係る主な課題.....	40
(2) 大気や水などの環境に関する市民実感の主な課題.....	44
第3章 基本的な考え方	45
1 本計画がめざすもの	45
2 目標	46
3 方向性及び視点	48
第4章 基本施策	49

1 施策整理の考え方.....	49
2 基本的な施策の方向性.....	49
3 基本施策.....	51
(1) 基本施策の構成.....	51
(2) 施策体系.....	52
(3) 本計画による取組推進のイメージとリーディングプロジェクト.....	54
(4) 施策.....	60
I 安全で良好な環境を保全する.....	61
II 安心して快適な環境を共に創る.....	64
(5) 複合的な環境施策の展開.....	72
(6) 地域の特性を踏まえた取組.....	77
第5章 推進体制及び進行管理.....	81

付属資料

資料1 環境基準等一覧.....	付- 2
資料2 「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について.....	付- 8
資料3 「水辺の親しみやすさ評価指標」について.....	付- 9
資料4 取組一覧.....	付-10
資料5 用語集.....	付-23

はじめに

本市の大気や水などの環境は、全国に先駆け制定した川崎市公害防止条例（以下「旧公防条例」という。）をはじめとした様々な独自の取組と法規制により大幅な改善が図られ、近隣都市と比べても遜色ない状況となっています。

本市は、これまでに京浜工業地帯の中核として我が国の工業発展を牽引してきた一方で、工場から排出されるばい煙や汚水による公害被害など甚大な公害を経験しました。これに対して、昭和 47（1972）年に本市独自の大気汚染に関する総量規制を規定した旧公防条例を制定し、その後も段階的に規制を強化し、平成 12（2000）年には川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「市条例」という。）に全面改正するとともに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等による法規制と合わせて対策を進めてきました。

また、平成 6（1994）年には、川崎市環境基本計画に公害対策を位置付け施策を推進し、水環境については、平成 24（2012）年にそれまで取り組んできた川崎市河川水質管理計画と川崎市地下水保全計画を統合した川崎市水環境保全計画を策定して総合的な施策を推進してきました。

このような取組のもと、大幅な改善が図られた大気や水などの環境を良好に保全していくことが重要になります。

また、より良い環境を次の世代に引き継ぐためには、更なる環境の向上を図ることが必要であり、そのためには、市民や事業者と共に取り組んでいく観点が大切となることから、市が環境を良くするために取り組んでいる内容を分かりやすく伝えていくことも重要です。

このため、この計画では環境を保全するために行われている現在の取組を分かりやすく伝えるためのページを設けています。大気や水などの環境を保全する取組について、「何をやっているのか分からない」、「公害をなくすためにどのような取組をしてきたのかなどについて知りたい、興味がある」といった方は、ぜひ、第 2 章の「1 地域環境を守るための取組」をご覧ください、関心を持っていただくきっかけとしていただくと幸いです。

第1章 策定の趣旨

1 策定の背景及び目的

環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している川崎市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）では、めざすべき環境像を設定し、環境基本計画の環境要素の一つとして、「大気や水などの環境保全」を位置づけ、その目標を「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」としています。

川崎市大気・水環境計画（以下「本計画」という。）は、上位計画である環境基本計画が取組を推進する分野のうち、「大気や水などの環境保全」分野の取組の推進を担うため、この分野における考え方や目標、具体的な施策を体系的に取りまとめたものです。

本市の大気や水などの環境は、市独自の取組を中心とした施策と合わせて、法規制に基づく取組を進めてきた結果、多くの項目で環境基準を達成するなど、大幅な改善が図られました。公害の歴史を繰り返さないためにも、改善した良好な環境を保全していくことが大切です。

一方で、市民意識調査等の結果からは、依然として市民の意識に公害のイメージが残っており、環境改善が図られたことが浸透しているとはいえない状況がうかがわれます。より良い大気や水などの環境を次の世代に引き継ぐためにも、更なる環境の向上を図るとともに、環境が良好であることについて実感してもらうための取組が大切になります。

そのような状況があることから、本市は、令和元（2019）年5月に川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）に、「大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方」について諮問を行いました。審議会では、大気や水などの環境保全を総合的に進めるための方向性や視点の考え方も含めて審議をしてきました。

審議会での主な意見として、

- ・これまでの取組の継続により、良好な環境を維持することが重要であること
 - ・更なる環境の向上を図るために、「環境に関する市民の実感」という観点を持つことは重要であり、そのために今実施している取組を市民に知ってもらう必要があること
- などがあり、こうした御意見を踏まえながら幅広い見地から審議を重ね、令和2（2020）年11月に審議会から答申をいただきました。

● 審議会からの主な意見

- ・これまでの規制を中心とした取組により、ほぼ環境基準を達成しているので、法律や条例に基づくこれまでの取組を継続することで現状の良好な環境を維持していくことが重要
- ・今後は、環境に関する市民の実感という観点を持つことが重要であり、環境配慮意識や市民実感の向上について計画に位置づけることが必要
- ・環境と経済を総合的に捉えた取組のひとつとして、事業者の自主的な取組の促進を図ることが効果的
- ・更なる環境の向上を図るためには、事業者の協力、市民や市民団体との協働、他分野との連携、広域的課題の解決に向けた連携を推進することが必要
- ・市民意識を見ると、環境を良くするために今取り組んでいる内容が伝わっていないように思われるので、現在実施している取組を市民に伝えることが重要
- ・地域ごとに異なる特性を考慮することが川崎らしさにもつながるので、地域の特性を踏まえた取組を進める視点が重要

以上のことを踏まえ、大気や水などの環境を良好に保全していくことに加えて、更なる環境の向上や実感の向上を図っていくためには、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった視点も加えて総合的に取り組んでいく必要があります、こうした取組を効果的かつ計画的に推進するために本計画を策定します。

2 基本的事項

(1) 位置づけ及び対象範囲

ア 位置づけ

川崎市総合計画で定めるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を環境面から実現していく役割を担い、環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針である環境基本計画が掲げる環境要素のうち、本計画では「大気や水などの環境保全」分野の考え方や目標、施策体系、具体的な取組を示し、施策の推進を図ります。

また、本計画は、環境基本計画が取組を推進する分野のうち、「大気や水などの環境保全」分野を担う「個別計画」として位置づけます。

なお、本計画は、大気や水などの環境保全分野全般を対象とすることから、これまで水環境に係る施策を推進してきた川崎市水環境保全計画（P. 7 コラム参照）は、本計画に統合します。

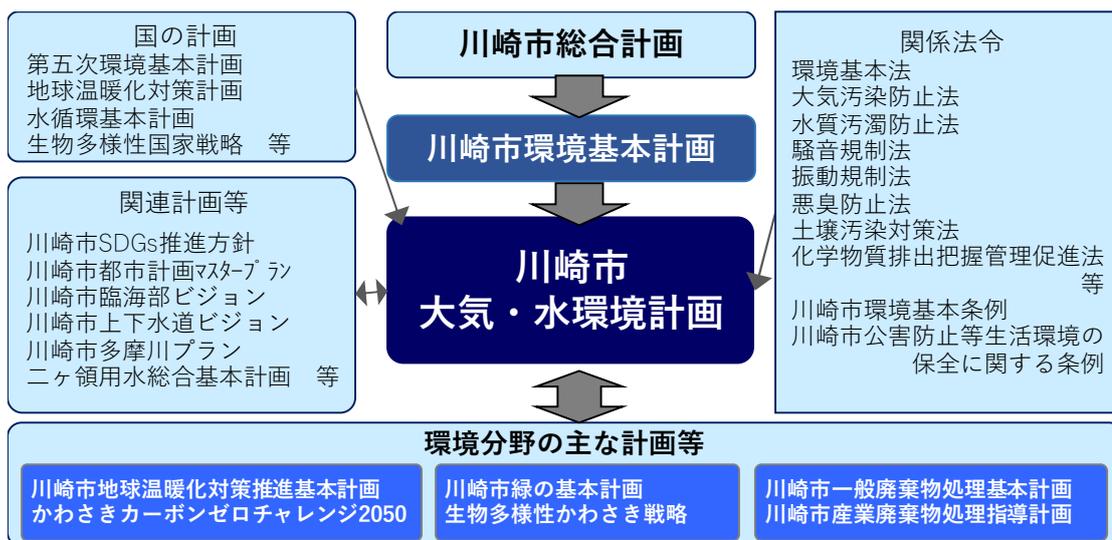


図 1-1 位置づけ

イ 対象範囲

環境基本計画における環境要素「大気や水などの環境保全」を形成する大気環境（大気、騒音、振動、悪臭）、水環境（水、土壌、地盤）、化学物質（大気や水などの環境中に含まれるもの）に加え、「1 策定の背景及び目的」で述べた環境改善についての実感の向上に取り組むため、大気や水などの環境に関する市民の実感（市民実感）を対象範囲とします。

(2) 計画期間

本計画は、上位計画である環境基本計画と整合を図り、令和3（2021）年度から概ね10年先を見据えながら、「大気や水などの環境保全」分野における令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間の具体的な取組をとりまとめた計画とします。

大気や水などの環境の変化を継続的かつ長期的に把握し、取組の効果を踏まえつつ見直しを図っていく観点から、策定後5年で具体的な取組の見直しを行います。



図 1-2 計画期間

● コラム 川崎市水環境保全計画について

● 水環境保全計画とは

平成24（2012）年に策定した「川崎市水環境保全計画」は、良好な水環境像の実現に向けて、水環境を構成する「水量」「水質」「水生生物」「水辺地」の4つの要素ごとに目標を設定するとともに、庁内関連部局で連携して施策を推進してきました。

水環境保全計画における施策体系

良好な水環境像	構成要素	目標	施策の方向
人と水とのつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境	水量	水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生態生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること	I-1 現状の平常時河川流量を維持する
			I-2 適切な地下水量を確保する
			I-3 かん養機能を保全・回復する
	水質	公共用水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること	II-1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす
			II-2 化学物質の環境リスクを低減する
			II-3 水質保全・監視を充実する
	水生生物	水生生物の生態生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること	III-1 水生生物の生態生育環境を保全する
			III-2 多様な水生生物との共生がなされる
水辺地	人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生態生育環境となる水辺地が保全されること	IV-1 良好な水辺環境を保全する	
		IV-2 人と水のふれあいを育む	

本計画では、水環境保全計画を統合し、4つの構成要素に関する取組は、施策体系において改めて整理し、より良い水環境の実現をめざした取組を推進します。

● 良好な水環境とは

水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素が適正なバランスで構成されている状態のことをいいます。



第2章 大気や水などの環境保全分野における現在の取組

1 地域環境を守るための取組

大気や水などの環境保全を総合的に進める上で、この分野における現在の取組を市民に知ってもらい、環境を保全する取組に対する理解を促進することが大切です。

本章では、環境を保全するために行っている取組を分かりやすく示すため、はじめに大気や水などの環境保全分野における現在の取組を紹介します。

大気環境や水環境などの地域環境を守り、生活環境を向上するため、本市では、市民・事業者と協力し、次の取組を推進しています。

(1) 法律、市条例により、公害の発生を抑えています（法や条例による規制）

ア 届出・許可制度

公害を発生させるおそれのある施設を設置する際は、市に届出や申請などをする必要があります。

市では、届出等を確認し、その施設が法や条例を守れるか、事前に審査します。



イ 排出基準の設定

煙突や排水口での濃度などの基準（排出基準）をつくり、公害の原因となるものを環境に排出する量を減らします。

ウ 立入調査、指導

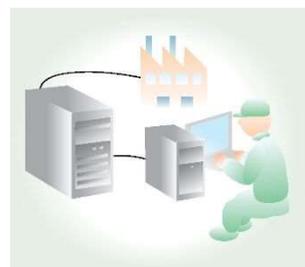
市では、工場に立ち入り、排出基準を守っているか、調査を行います。守られていない場合は、基準を守るよう指導します。

(2) 環境の状況を調査しています（環境などのモニタリング）

ア モニタリングの実施（大気汚染、水質汚濁、地盤沈下）

市内の大気の状態について、24時間測定する装置を各区に設置するとともに、川などの水質、地盤沈下も定期的に調査するなど、環境の状態を常に監視しています。

大きな工場などでは、24時間測定できる装置により、排出基準を守っているか調査しています。市は、この情報をオンラインでリアルタイムに入手し、工場の排出状況を監視しています。



イ 問題が発生した時の調査（騒音、振動、悪臭など）

騒音、振動、悪臭などの問題が生じた際には、持ち運び出来る測定機器等を活用するなどして、現地の状況を把握し、迅速な対応に努めています。



ウ 問題になる前の調査（未規制化学物質）

排出基準の決められていない化学物質について、将来、問題になる可能性がないか、空気や川などの環境中の濃度の調査を実施し、実態の把握に努めています。

（3）市民、事業者と協力して、環境負荷の低減をめざしています

ア 自動車排出ガスへの取組

自動車排出ガスによる大気汚染を防ぐため、窒素酸化物などの排出量の少ない車への買換えや積極的な使用に向けた取組を進めたり、エコドライブを普及させるために講習会を開くなど、市民・事業者と協力して取り組んでいます。

イ 環境・リスクコミュニケーション

化学物質などの地域の環境に関する情報を、市民・事業者・行政が共有し、お互いに理解していくことを、「環境・リスクコミュニケーション」といいます。

環境・リスクコミュニケーションを通して地域のよりよい環境づくりをめざしています。



このような取組を継続的に行うことで、市内の大気や水などの環境は大きく改善しました。

以下に、大気環境・水環境・化学物質の項目ごとに詳細な取組を示します。

大気環境

(1) 大気環境の取組（騒音、振動、悪臭含む）

大気汚染物質には、もともと大気中に微量に存在するものもありますが、窒素酸化物や粒子状物質などは、工場・事業場の煙突等からの排出ガスや自動車などの排気ガス、その他に一般家庭の湯沸かし器などからも排出されます。また、窒素酸化物等の大気汚染物質は大気中で反応して、健康影響を及ぼすおそれがある微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントを生成します。これら大気汚染物質が高濃度になると、人や植物に悪い影響を及ぼすおそれがあります。

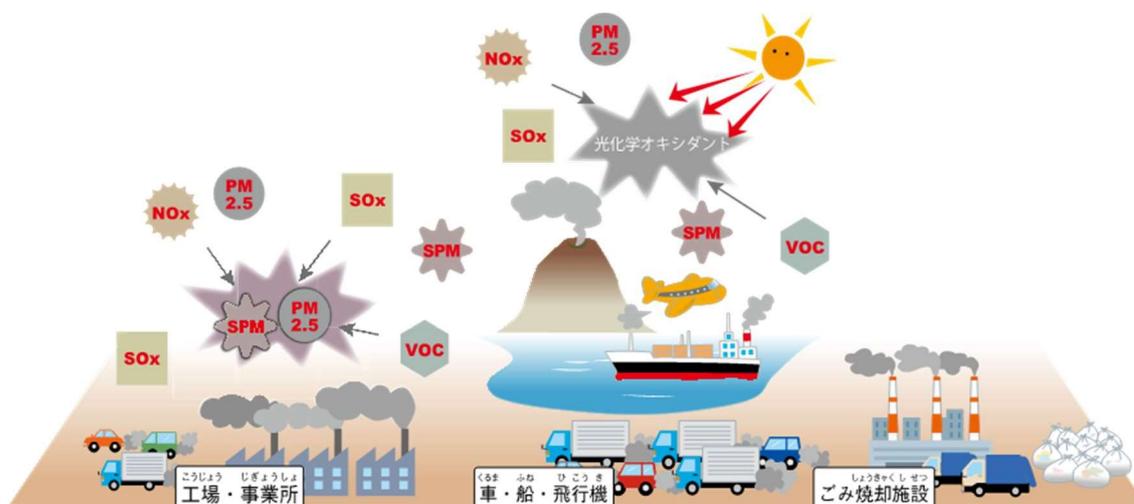


図 2-1 大気汚染物質の発生と生成の仕組み

市内の大気環境は、臨海部に石油化学、鉄鋼、発電所等の大規模な工場が集積しており、また、市内を横断する大型車交通量の多い幹線道路も多く存在するため、古くから大気汚染が問題となっていました。

そのような状況を受けて、本市では、川崎市環境基本条例に、大気環境に係る市独自のいわば最終的な目標として「環境目標値」を位置づけており、その達成に向けた段階的な目標として、市条例に「対策目標値」を設定しています。これらの達成に向けて、法や条例による規制、常時監視、自動車排出ガスへの取組等を市民・事業者・行政が進めてきたことにより大気環境は大幅に改善し、近隣自治体と比較しても遜色ない状況となっています。

市内には、常時監視測定局として、住宅地等の一般的な生活空間における大気の状態を把握する一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）と、道路周辺の状況を把握する自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）がそれぞれ9局あり、常時、大気汚染物質（二酸化窒素や微小粒子状物質（PM2.5）等）を測定し、人の健康や生活環境を守るための目標として環境基本法に規定されている環境基準や市独自の対策目標値等の達成状況を監視しています。

また、吸引すると健康影響を及ぼすおそれがあるとされている石綿（アスベスト）については、過去に建設された多くの建物の様々な場所に、建材として使用されてきたため、法や条例に基づき建築物等の解体工事における石綿の飛散防止に取り組んでいます。

その他、騒音、振動及び悪臭に係る市民等からの苦情相談についても、工事現場や事業所に対して、適宜、現場確認による監視や指導を実施するなど、法や条例に基づき、適切に対応しています。

ア 主な取組

(ア) 大気環境の常時監視等

大気環境を把握するため、大気汚染防止法に基づき、下図の大気環境の常時監視測定局において、大気汚染物質で環境基準等が定められている二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、一酸化炭素、光化学オキシダント、有害大気汚染物質等の測定（測定局により測定項目は異なる。）を実施し、環境基準等の達成状況を確認しています。また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境濃度を把握するため市内3地点において、測定を実施し、環境基準の達成状況を確認しているほか、酸性雨、フロン類の環境調査を実施しています。



図 2-2 大気環境の常時監視測定局

(イ) 工場・事業場における大気汚染対策

工場・事業場の煙突等の排出ガスには大気汚染物質が含まれているため、これらの物質の排出を減らすための取組を行っています。

a 法や条例等に基づく審査・指導

事業者が大気汚染物質を排出する施設を設置する場合、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例等に基づき、届出等を行う必要があり、届出等の内容が法や条例に適合しているか、審査及び指導を行っています。

b 法や条例等に基づく立入調査による監視

工場・事業場の煙突等からの排出ガスについては、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例等に基づき、立入調査（測定等）を実施し、窒素酸化物やダイオキシン類等の排出基準が守られているか確認を行っています。また、工場・事業場が法や条例に基づき実施する自主測定結果を確認し、各施設からの排出状況を把握するとともに、提出された施設設置の届出等について、立入調査を行い届出内容の確認を行っています。

c 発生源自動監視システムによる常時監視

窒素酸化物等の大気汚染物質の排出量が多い大手工場（令和2年度現在23工場）を対象に、事業者が毎時間、自動測定している測定データをオンラインでリアルタイムに入手できる自動監視システムにより、大気汚染物質の排出状況を監視するとともに、総量規制の基準の遵守状況等も確認しています。

(ウ) 交通分野における大気汚染対策

自動車排出ガスには大気汚染物質である窒素酸化物や粒子状物質等が含まれるため、これらの物質の排出を減らすための取組を実施しています。

a 古い型の車両の走行を禁止する取組（ディーゼル車運行規制）

首都圏自治体との連携により、型式が古く、粒子状物質等の排出が多いトラック等の車両の走行を禁止する規制を行うとともに、規制の遵守状況の確認のための検査を実施しています。



b 環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）の運用

市内の事業者が荷物を運搬するためにトラック等の車両を使用する際に、運送事業者に対して、環境に優しい車両の使用やエコドライブの実施等、環境に配慮した運搬を働きかけるエコ運搬制度を運用しています。

c 環境にやさしい自動車を増やす取組（次世代自動車等の普及促進）

ハイブリッド自動車や天然ガス自動車等の、大気汚染物質の排出が少なく環境にやさしい車両の普及に向けて、助成など車両の導入支援を行っています。

d 自動車運転の際の環境配慮を促す取組（エコドライブの普及促進）

自動車を停車する際にエンジンを切るようにするアイドリングストップや排気ガスを多く排出する急加速、急発進等を行わない「エコドライブ」の普及促進のため、エコドライブ講習会等を実施しています。

(エ) 石綿（アスベスト）対策

建物の解体・改造補修工事を行う際は、事前にアスベストの使用状況について調査することが義務付けられているため、大気汚染防止法及び市条例に基づき、届出等を行う必要があります。届出等の内容が法や条例に適合しているか、審査及び指導を行っています。また、アスベストの飛散防止状況の監視・指導のため、アスベストの除去工事等の立入調査を実施しています。

さらに、大気中のアスベスト濃度を把握するため、毎年環境測定を実施しています。



(オ) 騒音・振動対策

事業者が騒音、振動を発生する施設を設置する場合や、工事現場等において著しい騒音、振動を発生する建設作業等を行う場合は、騒音規制法、振動規制法及び市条例に基づき、届出等を行う必要があります。届出等の内容が法や条例に適合しているか、審査及び指導を行っています。また、自動車・鉄道・航空機による騒音・振動の状況を把握するため、市内各所で測定を実施しています。

市民等からの騒音・振動に係る苦情相談には、工場・事業場に対して、適宜、現場確認による監視や指導を実施することなど、騒音規制法、振動規制法及び市条例に基づき適切に対応しています。



(カ) 悪臭対策

悪臭は、主に感覚的・心理的な被害を与える感覚公害と言われていますが、市条例において、悪臭が発生する作業として規定しているものについては、事業者

が届出等を行う必要があり、届出等の内容が市条例に適合しているか審査及び指導を行っています。また、市民等からの飲食店等の事業所や工場等からの悪臭に係る苦情相談については、適宜、現場確認による監視や指導を実施するなど、市条例に基づいて適切に対応しています。さらに、臨海部については、工場・事業場が多く存在することから、悪臭苦情が比較的多く寄せられる夏場に悪臭パトロールを実施するなど、悪臭の実態把握及び監視に努めています。

イ 現在の状況

(ア) 大気

これまでの工場・事業場への対策や交通環境対策により、大気汚染物質の排出は大幅に削減され、近年まで環境基準非達成が続いていた二酸化窒素や微小粒子状物質を含む、ほぼ全ての項目で環境基準を達成しています。

環境基準の達成に至っていない光化学オキシダントについても、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の環境中の濃度は低下傾向にあります。

a 二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素については、環境目標値（0.02ppm）の達成に向けた段階的な目標として、対策目標値¹（0.04ppm～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下：環境基準と同値）の達成を目指してきたところです。

これまでの取組により、二酸化窒素の環境濃度は、市内全18測定局において、平成25（2013）年度に、対策目標値（環境基準）を達成するなど低下傾向にあります。また、令和元（2019）年度は、大気環境の改善がさらに進んだことから、一般局で対策目標値（環境基準）の下限値（0.04ppm）を初めて全9局で達成しました。一方、自排局では、9局中6局で下限値（0.04ppm）を達成しています。

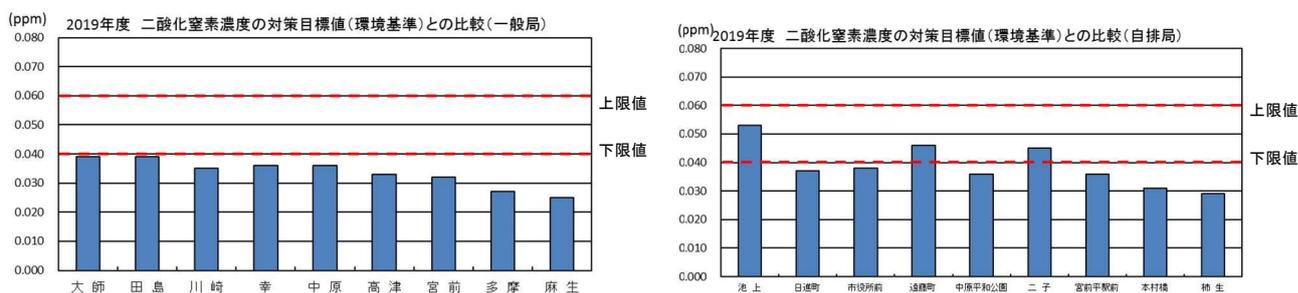


図 2-3 二酸化窒素濃度の対策目標値(環境基準)との比較

¹ 対策目標値：二酸化窒素の対策目標値は、環境基準と同じ「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること」と定めている。
ppmは100万分の1の比率を示す単位。1ppmを%（パーセント）で表すと0.0001%となる。

b 微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5については、これまで環境基準の達成に向けて、常時監視体制の整備や大気中の濃度についての実態把握を行うとともに、対策を推進してきました。

令和元(2019)年度は一般局(8局)及び自排局(8局)の全16局において測定しており、平成28(2016)年度以降、測定している全局で環境基準を達成するなど大気中の濃度は低下傾向にあります。しかしながら、PM2.5の社会的な関心は依然として高く、また、生成までの過程の解明など種々の研究が進められている状況にあることから、今後も引き続き注視していく必要があります。

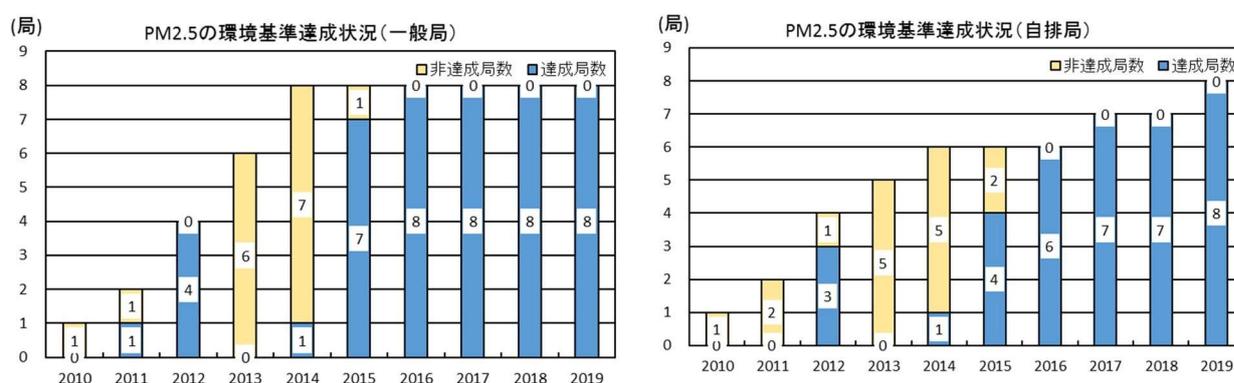


図 2-4 PM2.5 の環境基準達成状況

c 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、原因物質である窒素酸化物と揮発性有機化合物(VOC)が太陽の紫外線により複雑な化学反応を起こすことで発生するため、気象要因による影響を大きく受け、また、生成までの過程も未解明な部分がある物質です。窒素酸化物は、近年、濃度が低下傾向にあり、VOCについては、平成18(2006)年に大気汚染防止法の改正に伴い規制等されたことで、VOCの排出が削減され、環境中のVOCの一種である非メタン炭化水素(NMHC)濃度が低下傾向にあります。

このように、原因物質の濃度がいずれも低下傾向にありますが、光化学オキシダントが高濃度になって発生する光化学スモッグ注意報は、年度によってばらつきがあるものの毎年発令されています。さらに、平成26(2014)年に環境省から示された光化学オキシダントの環境改善効果を示すための指標「光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99%タイル値の3年平均値(以下「国の新指標」という。)」は、気象要因や越境汚染によると思われる変動はあるものの概ね横ばい傾向にあり、低下傾向がみられておりません。

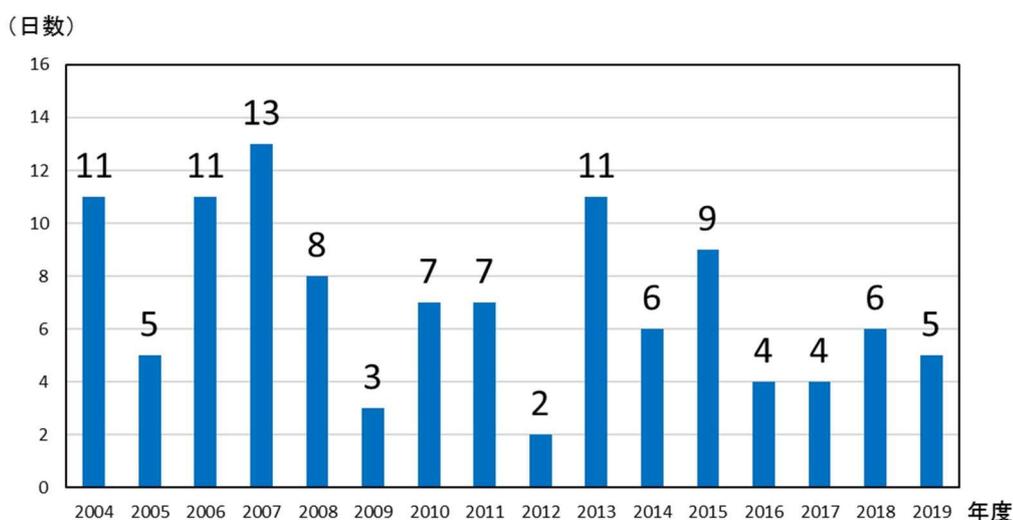


図 2-5 市内の光化学スモッグ注意報の発令日数の推移

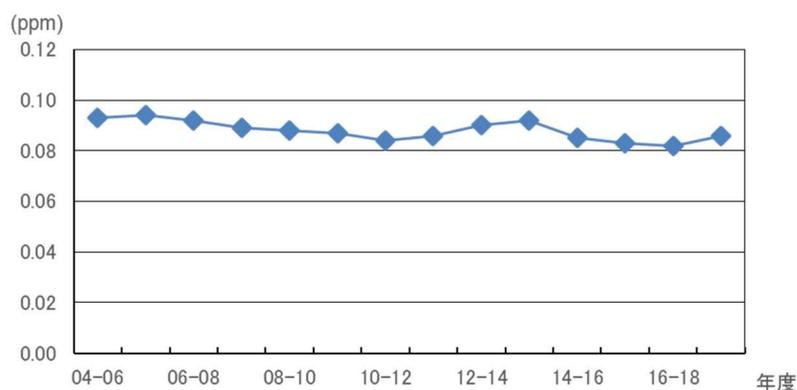


図 2-6 国の新指標による光化学オキシダント濃度の経年推移

(イ) 石綿（アスベスト）

大気汚染防止法及び市条例に基づき、建築物等の解体等工事における届出審査及び立入調査を実施し、監視・指導を行ったことで、大気中のアスベスト濃度は、世界保健機関（WHO）が「健康リスクが検出できないほど低い」と規定している濃度（1～10本/L程度）よりも大幅に低い0.1本/L程度で推移しています。

(ウ) 騒音、振動及び悪臭

騒音、振動及び悪臭に係る苦情相談に対して、適宜、実態把握を行った上で騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法及び市条例に基づき、立入調査や測定を実施し、監視・指導を行うなど、生活環境の保全に支障のない状況が保たれるよう、適切に対応しています。

水環境

(2) 水環境の取組（土壌、地盤含む）

水環境に影響を与える要因には、生活排水により有機物や窒素、りんなどの汚れが川や海に流れ込むことや、工場排水に含まれるヒ素や鉛などの有害物質が流れ出て、川や海、土壌を汚すことなどがあります。また、都市化の進行による川の水量の減少や、大量の地下水の汲み上げによる地盤沈下も要因となります。これらのことが起こると、市民生活や水生生物の生息環境に影響を与えることがあります。

市内の水環境の監視として、多摩川水系と鶴見川水系の市内河川及び海域で水質測定を行い、環境基本法に基づく環境基準の達成状況の確認を行うとともに、市内の工場・事業場の排水口で排水測定を行い、水質汚濁防止法や市条例に基づく排出基準が守られているかを確認しています。



河川の水質測定及び排水検査の実施状況

市内の水環境は、昭和 30、40 年代の経済の発展に伴い、生活排水による汚れや工場排水による有害物質により、川や海の水が汚れ、そこにすむ生物も減少してしまいました。このため、本市では、下水道の普及による生活排水処理の推進、工場・事業場の排水処理設備の設置及び行政による排水規制など、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取組を行い、川や海の水の水質は大幅に改善され、有害物質についても環境基準値を大幅に下回る濃度に低下しています。

しかし、新たに、都市化の進行に伴う緑地の減少による河川流量の減少、水質悪化により減少した水生生物の生育環境の回復、自然豊かで人とふれあえる水辺空間の要望の高まりなどの課題が生じ、その解決が求められてきました。このため、平成 24（2012）年に「川崎市水環境保全計画」を策定し、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の 4 つの要素を総合的に捉えた施策を推進してきました。

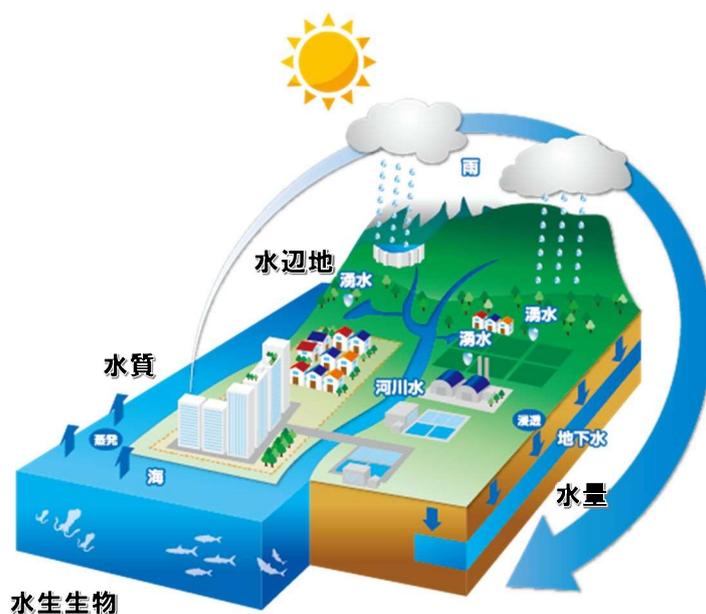


図 2-7 水環境を構成する4つの要素

水環境保全計画における水環境の構成要素のうち、河川、海域の水質は、海域で一部環境基準を達成していない項目があるものの、河川、海域共にほとんど全ての項目で環境基準を達成しています。水生生物は、河川の生物の生息状況の継続的な調査において、魚類、底生生物（川の底にすむ水生昆虫やエビ、カニなど）の確認された種類数が増加しています。また、関係機関と連携した水量、水辺地に関する施設整備も進めながら、4つの構成要素に係る取組を推進しています。

その他の水環境の取組として、土壤環境と地盤環境の取組を進めています。土壤環境については、汚染した土壤を摂取することにより市民の健康に影響を与えるおそれがあるだけでなく、土壤汚染が地下水の水質の汚濁原因となるため、土壤汚染対策法及び市条例により土壤・地下水汚染の拡散を防止する取組を推進しています。地盤環境については、地下水を大量に汲み上げることで、地下水量が減少し、地盤沈下につながるため、工業用水法及び市条例による揚水規制の取組を推進しています。

水環境保全計画において4つの構成要素ごとに目標や施策を設定し、それに基づき次のような取組を実施しています。ここでは、水環境保全計画で示している構成要素の順序によらず、水質汚濁に対応するために対策を実施してきた本市の歴史的経過を踏まえ、はじめに水質を掲げ、続けて水量、水生生物、水辺地の順としています。

ア 主な取組

(ア) 水質に関する取組

水質がきれいであることは、人と水とのふれあいや水生生物の生息環境にとって重要です。そのため、水質の取組は、「公共用水域や地下水への汚染物質の流出

を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されていること」をめざして進めてきました。

主な取組として水質の汚濁状況を監視するとともに、水質改善に向けた取組を行っています。

a 公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質の常時監視

公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、神奈川県が定めた測定計画及びそれを補完する市計画を定めています。これらの計画に基づき、公共用水域及び地下水において、環境基準が定められている項目などの測定を行い、環境基準の適合状況を確認しています。

公共用水域については、河川 26 地点、海域 12 地点で測定を行っており、そのうち、河川 12 地点、海域 6 地点では、環境基準項目を月 1 回測定し、達成状況の評価を行っています。また、その他の地点は、参考地点として季節ごとに測定を行っています。

地下水については、地下水の環境基準項目を定点調査（市内 18 地点を隔年で調査）及びメッシュ調査（市内全体 2 km メッシュで区切り 4 年で市域全体を調査）により市内全体を調査するとともに、過去に汚染が確認された地点を継続して調査しています。

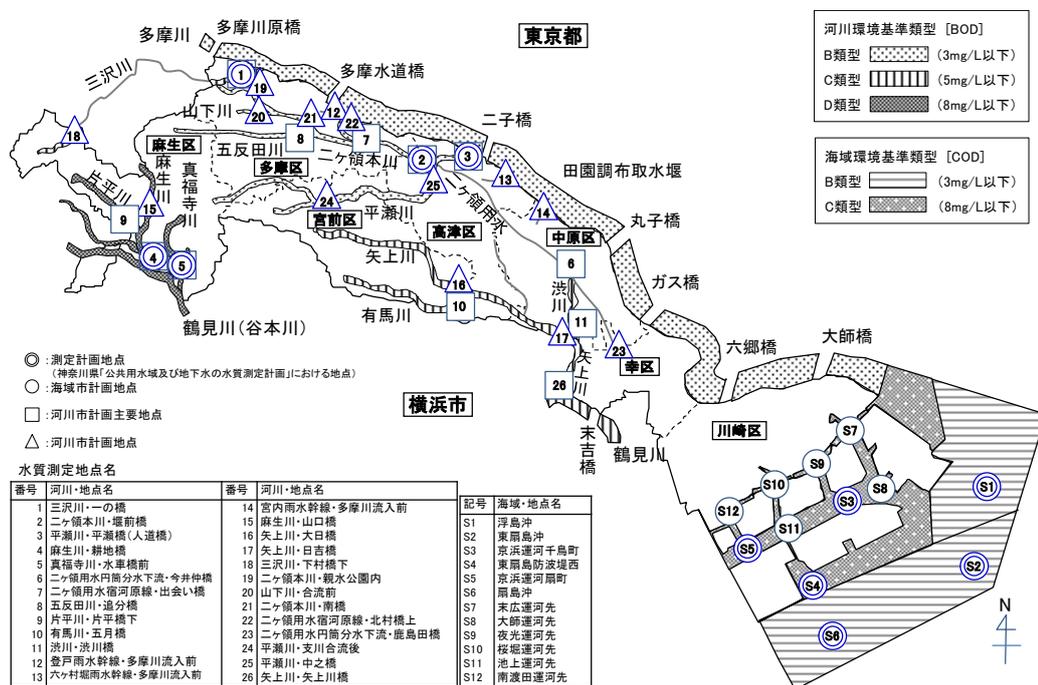


図 2-8 公共用水域（河川、海域）の水質調査地点

水質環境基準の評価

生物化学的酸素要求量 (BOD) や化学的酸素要求量 (COD) などの生活環境の保全に関する環境基準は、他都市にまたがる「水域」ごとに「達成」状況を判断することになっています。本市では「地点」ごとに環境基準値との比較をしており、測定値が環境基準値以下であったときは「適合」と表現しています。

b 法や条例等に基づく審査・指導

事業者が水質汚濁物質を排出する施設を設置する場合、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づき届出等を行う必要があり、工場・事業場からの排出水の排水基準及び地下浸透に係る構造基準等の届出等の内容が法や条例に適合しているか、審査及び指導を行っています。

c 法や条例等に基づく立入調査による監視

工場・事業場の排出口からの排水については、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づき、立入調査（測定等）を実施し、排水口において排水基準が守られているかの確認を行っています。また、工場・事業場が法や条例に基づき実施する自主測定結果を確認し、各排出口からの排水の状況を把握するとともに、提出された施設設置の届出等について、立入調査を行い届出内容の確認を行っています。

d 東京湾における水質総量削減制度

人口や産業が集中して汚濁が著しい東京湾などの閉鎖性水域では、水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づき水質総量削減制度が定められています。この制度では、国が水域ごとに化学的酸素要求量（COD）²、窒素、りんの水質汚濁負荷量（汚濁濃度×排水量）の削減目標量、目標年度等の基本方針を定め、これに基づいて都県知事は、総量削減計画を定めています。現在、神奈川県では「東京湾における化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画（神奈川県）」により、削減が進められています。

対象の工場・事業場には、汚濁負荷量の総量規制基準が設けられており、市は、対象の工場・事業場から定期的に報告を受けて、基準が守られているか確認を行っています。

e 下水道部局による水質汚濁防止対策

工場・事業場からの排水や生活排水が直接公共用水域に排水されずに公共下水道に排出される場合は下水道法により排水基準が定められており、下水道部局により排水に関する指導や下水道施設の適切な維持管理が行われており、役割分担をしながら水質汚濁防止対策に取り組んでいます。

² 化学的酸素要求量（COD）：水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODはChemical Oxygen Demandの略号。
この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

f 水質事故対応

公共用水域に汚水、廃液、油等が流出し、水質を汚濁する水質事故について、河川を管理する国、県など関係機関と連携して、現地調査、原因者の特定、適切な指導など迅速な対応を行い、被害の拡大防止を図っています。

(イ) 水量に関する取組

水量の維持は、良好な水質、水生生物の生息環境の保全にとって重要です。そのため、水量の取組は、「水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること」をめざして進めてきました。

主な取組として、河川流量、地下水位の監視や、河川及び地下水の水量を維持するための地下水揚水の規制を行うとともに、雨を森林などで貯えるかん養機能の保全や雨水浸透施設の設置促進の取組を関連部署と連携して推進しています。

(ウ) 水生生物に関する取組

水質悪化により少なくなった水生生物は、水質の改善により増えてきていますが、生物多様性の観点も踏まえ、更に生物の生息環境を整えていくことが重要です。そのため、水生生物の取組は、「水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること」をめざして進めてきました。

主な取組として、水質改善の取組により、水生生物の生息環境を保全するほか、河川・海域の水生生物調査を実施しており、水質改善に伴う生物の生息状況の変化を確認しています。また、調査結果を活用した水生生物に係るパンフレットの作成など環境教育・学習の取組を関連部署と連携して推進しています。



市内で確認された非常にきれいな水にすむ魚（ホトケドジョウ）



かわさき水辺の生きものパンフレット

(エ) 水辺地に関する取組

人と水とのふれあいには、水質がきれいであり、多様な水生生物が生息している環境が大切です。そのため、水辺地の取組は、「人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること」をめざして進めてきました。

主な取組として、水辺環境の保全に配慮した河川改修、水辺に親しむイベントなどの取組を関連部署と連携して推進しています。



水に親しむイベントの実施状況（夏休み多摩川教室）

(オ) 土壌環境及び地盤環境に関する取組

事業活動等により、有害物質が土壌に漏えいして生じた土壌汚染や汚染土壌が原因で生じた地下水汚染により、市民に健康影響が生じてしまうことを未然に防止するため、土壌汚染対策法及び市条例に基づき、土壌汚染対策及び汚染土壌の適正な管理について、事業者に指導・助言を行っています。この取組は地下水の水質に関する取組でもあります。

また、地下水の過剰な揚水による地盤沈下を防止するため、地下水の水位や精密水準測量による地盤の変動の監視を行うとともに、工業用水法や市条例に基づく揚水規制を行っています。この取組は地下水の水量に関する取組でもあります。

イ 現在の状況

(ア) 水質

市内河川及び海域の水質は昭和 46（1971）年度から継続して監視し、地下水質は昭和 58（1983）年度から継続して監視しています。

a 河川の水質の経年推移

河川の有機物による汚れの指標である 生物化学的酸素要求量（BOD）³については、これまでの取組により大幅に改善しています。BOD の環境基準は、平成 28（2016）年に市内のほぼ全ての河川に適用され、水質測定を行っている 26 地点のうち、環境基準の評価を行っている 12 地点の全地点で基準値に適合しています。

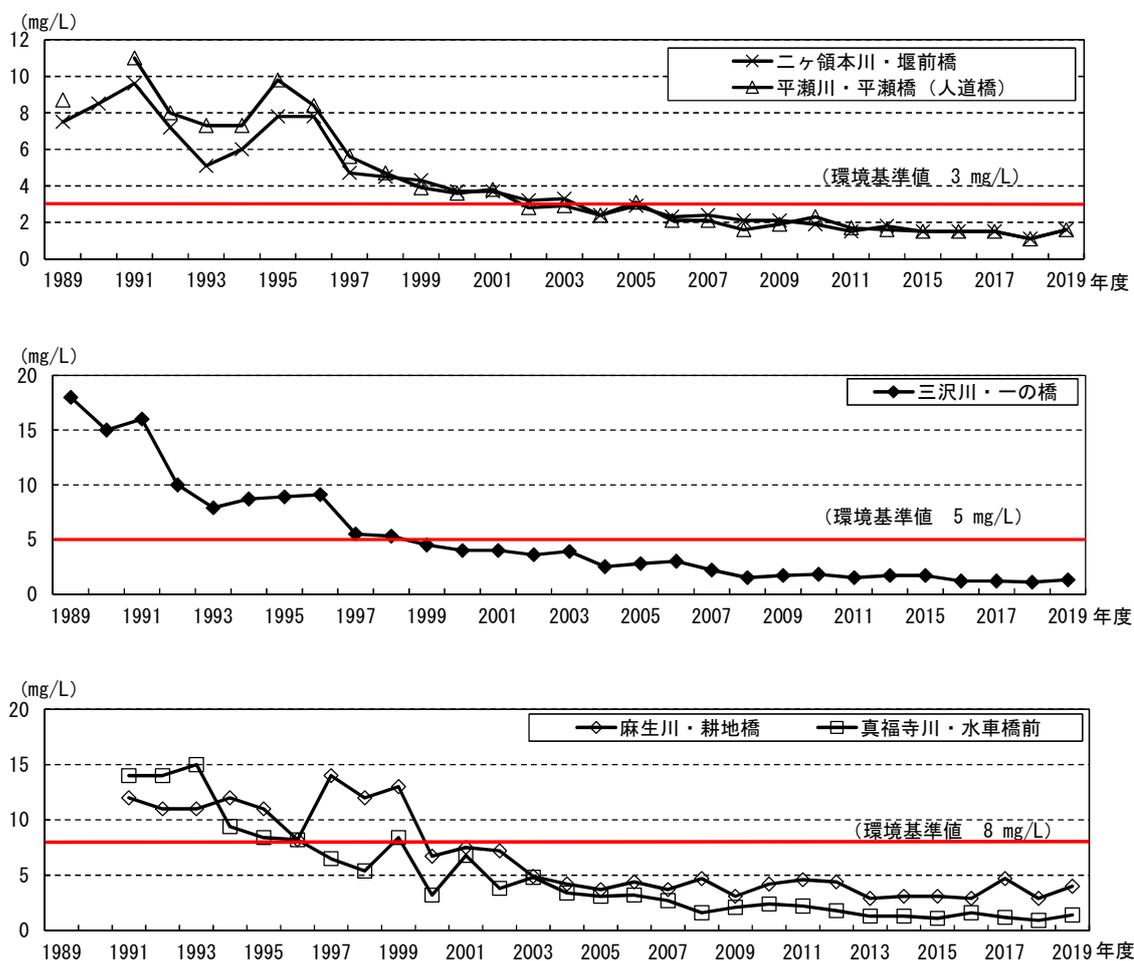


図 2-9 測定計画地点 (P. 19 図 2-8 参照) BOD 環境基準適合状況の推移 (75%水質値⁴)

³ 生物化学的酸素要求量 (BOD) : 水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BOD は Biochemical Oxygen Demand の略号。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷 (汚濁の度合い) が大きいことを示している。

⁴ 75%水質値 : 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.75 × n 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値。BOD の環境基準値以下であれば達成。

b 海域の水質の経年推移

海域の有機物の汚れの指標である化学的酸素要求量（COD）の環境基準は、他都市の地点も含む水域内の全ての測定地点において、75%水質値が環境基準値に適合している場合に環境基準を達成していると評価しています。

運河部（水域名：東京湾（6）[類型C]）では環境基準を達成していますが、環境基準値が厳しい沖合部（水域名：東京湾（9）、東京湾（12）[類型B]）では、環境基準を達成しておらず、本市の沖合部3地点では、平成28（2016）年度以降、基準値を上回っています。

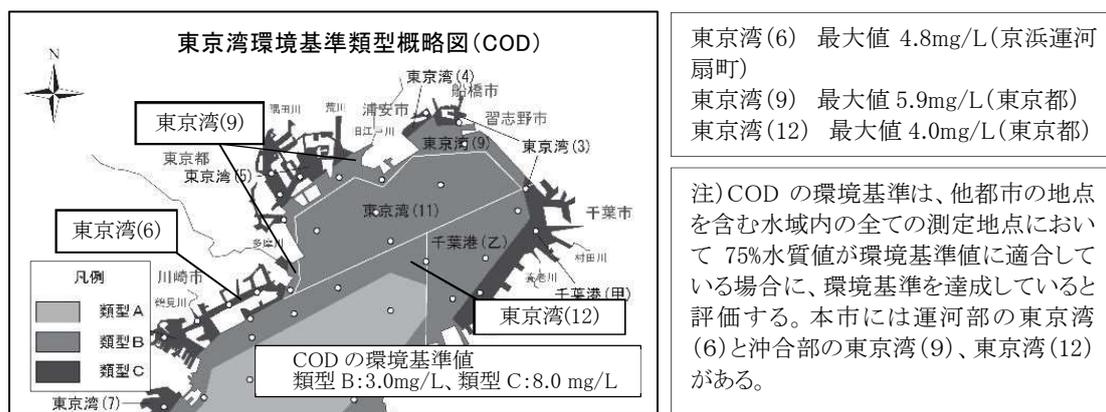


図 2-10 東京湾における COD 環境基準類達成状況（2019 年度）

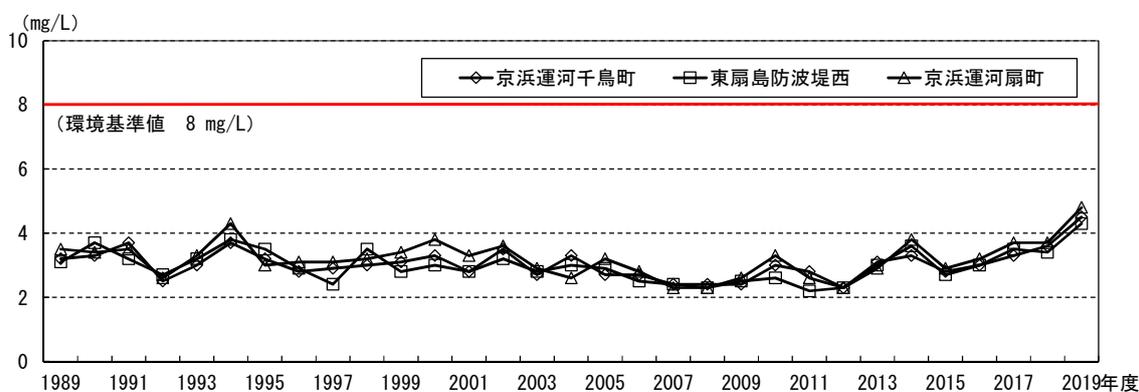


図 2-11 運河部（類型 C）の COD の環境基準適合状況（75%水質値）

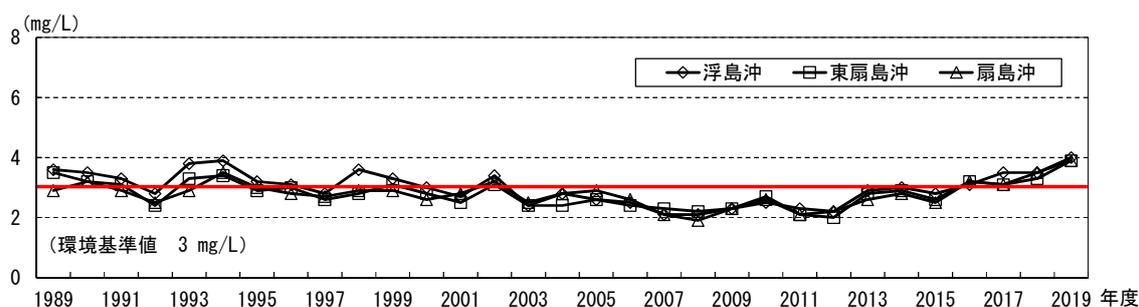


図 2-12 沖合部（類型 B）の COD の環境基準適合状況（75%水質値）

海域の富栄養化の要因となる全窒素及び全りん的环境基準は、他都市の地点も含む水域ごとの平均値で評価しており、水域ごとの平均値は全窒素、全りんとも環境基準を達成していますが、市内の測定地点ごとの結果では環境基準の数値を上回る地点があります。

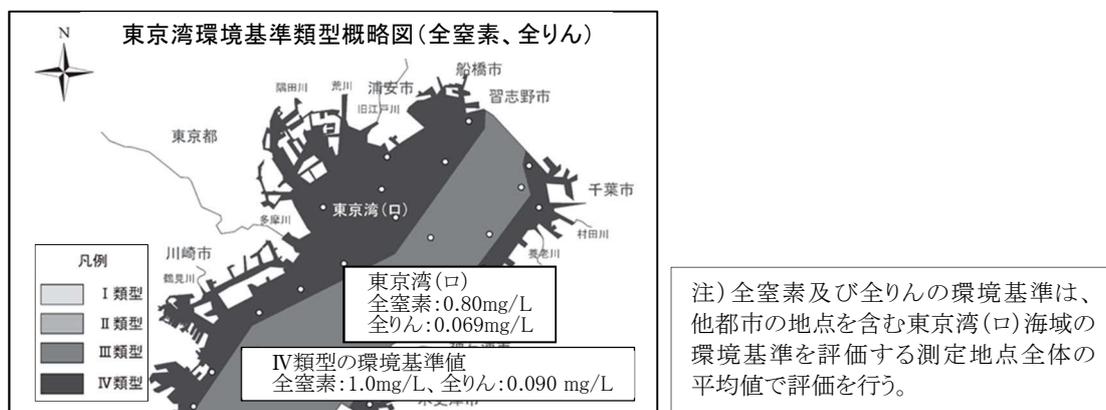
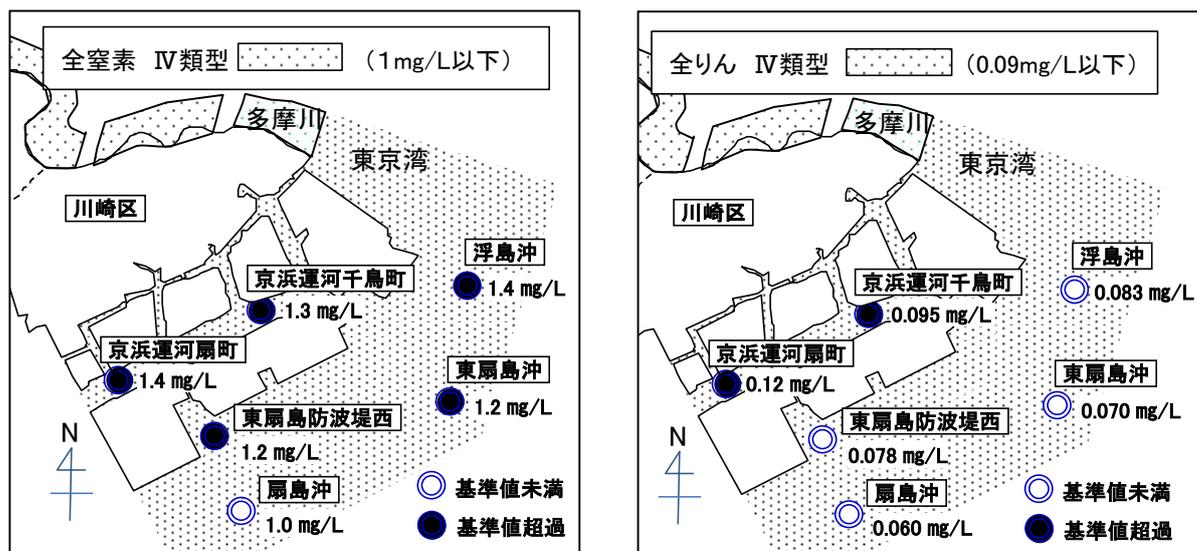


図 2-13 東京湾における全窒素、全りん環境基準類達成状況 (2019 年度)

(出典：環境省資料)



注) 他都市の地点を含む水域ごとの平均値で評価する環境基準は、全窒素、全りん共に達成しています。

図 2-14 海域における全窒素、全りん環境基準適合状況 (2019 年度)

東京湾は閉鎖性水域であることから、汚れが滞留しやすく水質改善が難しいという特徴があります。そのため、本市では、水質総量削減制度に基づく取組を推進するとともに、国や東京湾岸の自治体が連携した取組として、首都圏の自治体及び関係省庁からなる東京湾再生推進会議に参画し、東京湾再生のための行動計画に基づき、関係機関と連携して東京湾の再生に向けた取組を推進しています。

c 地下水の水質

長期的な観点から水質の経年変化を調査するため、市内 18 地点を隔年で調査する定点調査を行っており、全ての地点で環境基準を達成しています。また、新たな汚染がないかを確認するため、市域を 2kmメッシュに分割し、メッシュごとに井戸を 1 地点選定し、4 年間で市域全体を調査するメッシュ調査や、過去の調査で汚染が確認された地点について、継続的に監視をするための調査を行っています。

表 2-1 地下水質定点調査地点一覧

No.	測定地点	浅深の別	用途	No.	測定地点	浅深の別	用途
1	麻生区黒川	深井戸	農業用水	10	多摩区菅稲田堤	浅井戸	その他
2	麻生区上麻生	浅井戸	生活用水	11	宮前区東有馬	浅井戸	生活用水
3	麻生区高石	浅井戸	生活用水	12	多摩区宿河原	浅井戸	生活用水
4	麻生区下麻生	浅井戸	生活用水	13	宮前区土橋	深井戸	生活用水
5	宮前区菅生	深井戸	営業用水	14	高津区上作延	浅井戸	生活用水
6	宮前区馬絹	浅井戸	生活用水	15	宮前区野川本町	浅井戸	生活用水
7	中原区下小田中	浅井戸	生活用水	16	高津区下野毛	浅井戸	生活用水
8	幸区南加瀬	浅井戸	生活用水	17	中原区下沼部	浅井戸	生活用水
9	川崎区大島	浅井戸	営業用水	18	幸区小向西町	浅井戸	その他

d 水質事故

事業活動に起因した水質事故だけでなく、分流式下水道区域(麻生区、多摩区、宮前区、高津区の大部分、中原区の一部)において、雨水側溝に汚水(一般家庭からの排水を含む)が流れ込むことで川が汚れてしまう水質事故が発生しており、関係機関と連携して迅速に対応しています。

表 2-2 市内で発生した種類別水質事故発生件数(2010~2019年度)

事故種別	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
魚死亡	5	4	4	3	3	0	1	3	2	0
油浮遊	10	14	19	25	17	23	17	14	16	12
着色水	26	8	21	16	14	18	15	12	14	7
濁水	4	1	2	2	5	8	4	3	3	5
pH異常	0	2	0	1	1	0	1	2	1	7
地下浸透	0	0	0	0	0	1	0	1	6	2
その他	1	7	2	3	4	2	5	3	5	2
合計	46	36	48	50	44	52	43	38	47	35

(イ) 水量

水量について、平常時の河川流量と地下水量を維持する取組を実施しています。

市内河川の平常時河川流量は、月に1回測定しており、年平均値を算定しています。下水道普及率の上昇や宅地化による土地利用状況の変化などにより、流量の低下が見られた河川もありましたが、近年は、河川によりばらつきはあるものの、横ばい傾向を示しています。また、地下水量の維持は、地盤沈下対策としても重要であり、工業用水法及び市条例に基づく地下水揚水の規制により地下水量の維持の取組を行うとともに、観測用井戸の地下水位の観測により変動状況を把握しています。高度成長期に低下した地下水位は地下水揚水量の減少に伴い回復し、近年は横ばい傾向を示しています。したがって、水量は概ね維持しています。

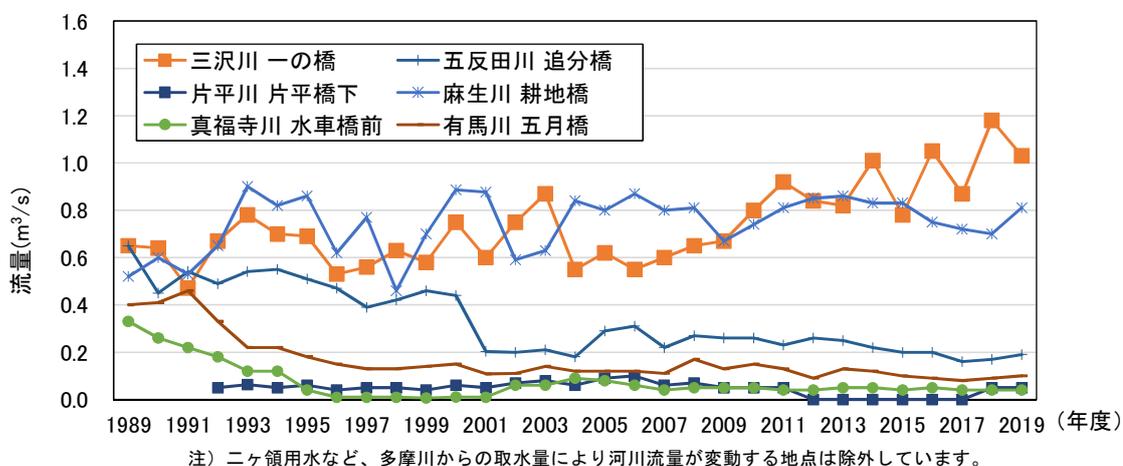


図 2-15 河川流量の経年推移

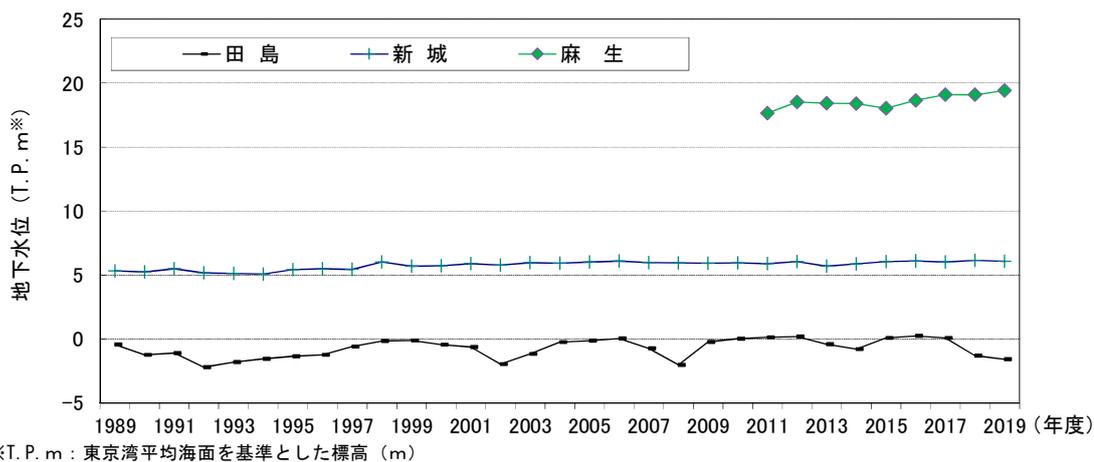


図 2-16 地下水位の経年推移

(ウ) 水生生物

市内河川の水生生物調査は、平成4（1992）年から水質調査地点付近の市内12地点で継続的に行っており、確認された在来種の魚類の出現種類数は、調査開始時と比較すると増加していますが、近年は横ばいで推移しています。また、川の底にすむ水生昆虫やエビ、カニなどの底生生物の出現種類数は、増加傾向を示しています。

海域の水生生物調査でも、様々な生物が確認されており、調査結果を活用した水生生物に係るパンフレットを作成して、環境教育・学習の取組を推進しています。

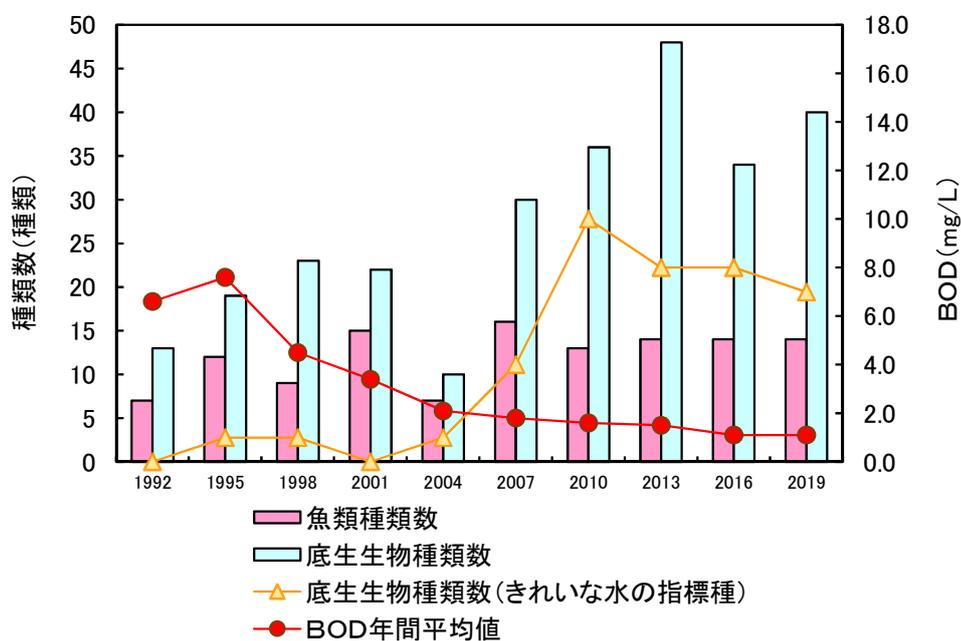


図 2-17 三沢川・下の橋における水生生物調査の経年推移



川崎港の生きものパンフレット

(エ) 水辺地

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・

創出するために河川管理を行う考え方である「多自然川づくり」として、親水施設を含めた河川整備が行われており、市民が水にふれあえる親水施設が増えてきています。これらの親水施設を活用して、市民が水辺に親しむイベントを行い、環境配慮意識の向上を図っています。



市内の親水整備された水辺の様子（二ヶ領本川・一本塚橋付近）

(オ) 土壌環境及び地盤環境

土壌汚染については、水質汚濁防止法に基づく地下水汚染の防止の取組や、土壌汚染対策法及び市条例に基づく、土壌汚染対策及び汚染土壌の適正な管理の指導・助言を行うことにより、市民の健康リスクの低減を図っています。

また、地盤沈下は、昭和 40 年代まで川崎区を中心に発生しましたが、工業用水道の整備と工業用水法及び市条例に基づく揚水規制により沈静化しています。

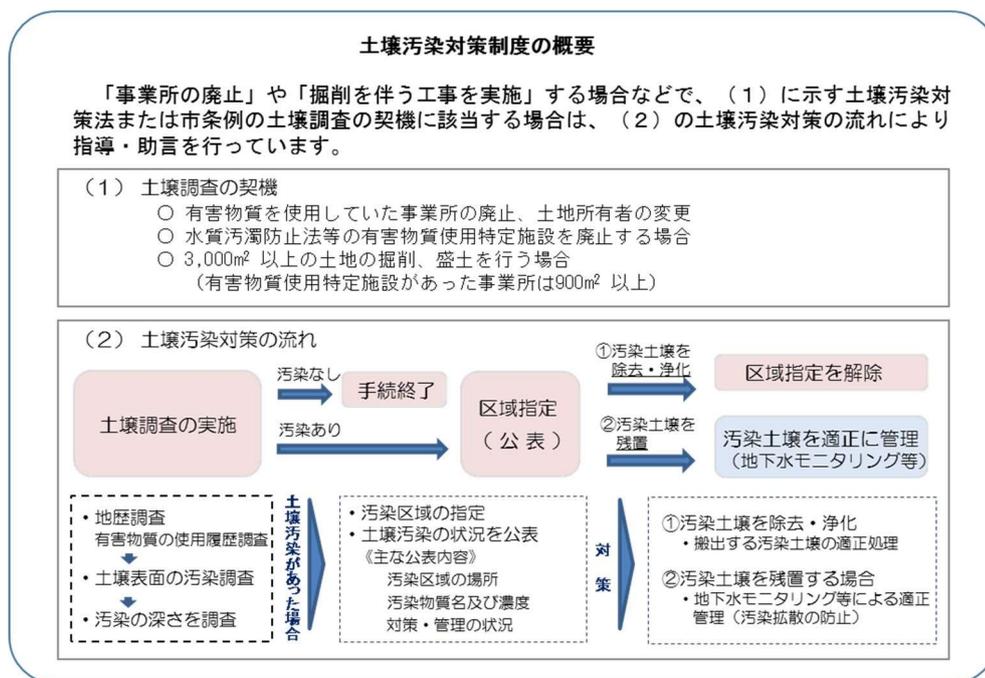


図 2-18 土壌汚染対策制度の概要

化学物質

(3) 化学物質対策の取組

化学物質は私たちの生活を豊かにし、毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっています。そうした化学物質の中には、適正に取り扱われなければ、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのあるものがあります。

このような影響を未然に防止するためには、身の回りの化学物質の環境リスク(P.32 コラム参照)を正しく理解するとともに、市民、事業者、行政が協力して環境リスクを減らす取組を進めることが求められます。

そのため、本市は、化学物質の環境への排出状況や有害性などの情報を基に、人の健康や生態系への影響が懸念される化学物質の環境調査を実施するほか、PRTR⁵(ピ-ア-ルティ-ア-ル)制度の適正な運用、環境リスクの把握、環境・リスクコミュニケーションの促進などの化学物質対策に先進的に取り組んできました。



図 2-19 身の回りで使われている化学物質の例

⁵ Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度) の略称。

ア 主な取組

(ア) PRTR (ピーアールティール) 制度の適正な運用

PRTR 制度は、事業者が自ら取り扱う化学物質⁶の環境への排出量・移動量を把握するとともに、年に1回、その排出量・移動量について市を経由して国へ届出を行う制度です。国は、その届出のデータを集計するとともにホームページ上で公表しています。また、市も、独自に市内の排出量を集計し、その結果を公表しています。

PRTR 制度を運用し、市民の方がほとんど目にする事のなかった化学物質の排出・移動に関する情報を広く公表することなどにより、事業者による自主的な化学物質の適正管理を促進するとともに、市民への化学物質に関する情報の共有及び理解の促進を図っています。

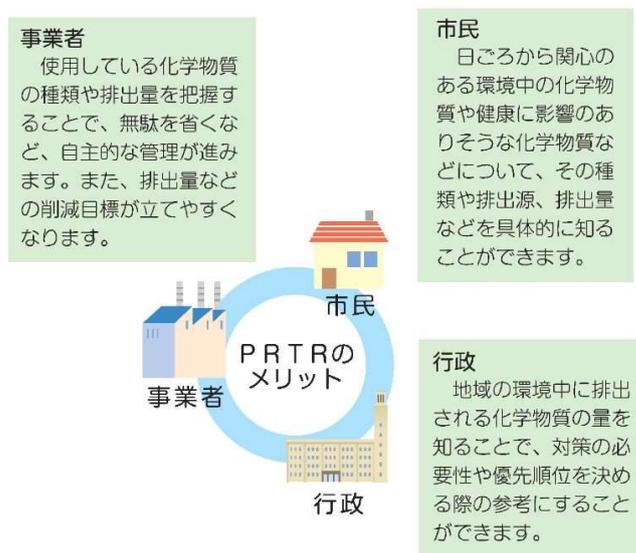


図 2-20 PRTR のイメージ

(イ) 化学物質の環境リスクの把握

化学物質の環境への排出状況や有害性などの情報を基に、人の健康や生態系への影響が懸念される化学物質について、大気、公共用水域（水質、底質）を対象に、市内の環境調査（試料の採取と分析）を実施しています。また、市の独自の取組として、環境調査の結果を用いて地域別に環境リスク評価を行い、環境リスクの詳細な把握に努めるとともに、その結果を公表することで環境リスクの低減につなげるなど、化学物質の適正管理に向けた取組を推進しています。

⁶ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）により、有害性の国際的な評価や生産量等を考慮して定められた化学物質

● コラム 化学物質の環境リスク等について

化学物質の環境リスクとは

塩が、少量であれば私たちの体に悪い影響を与えることがないように、化学物質が悪い影響を与えるかそうでないかは、化学物質の有害性だけでなく、体にとりこむ量（暴露量）も重要になります。

化学物質による「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいい、化学物質による悪い影響を考えると、「リスク」を考えることが大切です。

「環境リスク」を概念的に式で表すと次のようになります。



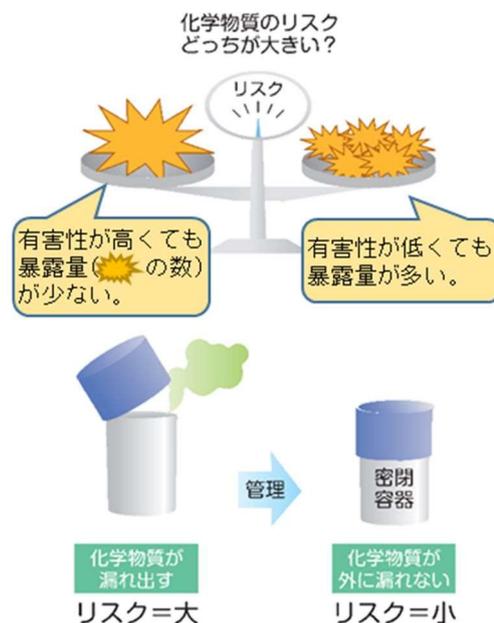
塩分の摂りすぎは体に悪い。

リスク低減の考え方

有害性が高い化学物質でも、体にとりこむ量（暴露量）が少なければリスクは小さくなり、逆に、有害性が低くても、暴露量が多ければリスクは大きくなります。

また、化学物質をふたの開いた容器で保管すると、その性質によって外に漏れだして暴露する可能性が高まり、リスクが大きくなります。しかし、密閉容器で保管すれば、容器の破損の可能性を考慮しても暴露の可能性が低くなるので、リスクも小さくなります。

このように、化学物質の取扱い方法を工夫することで、リスクを小さくすることができます。



環境リスク評価とは

化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性を評価することを、「環境リスク評価」と呼びます。環境中に存在する化学物質の種類はとて多く、すべての化学物質について基準値を設定するなどの対応はおよそ困難です。そのため、市では、有害性などの情報を基に、独自に環境調査を実施し、地域特性を反映した環境リスクの把握に努めています。

(ウ) 環境・リスクコミュニケーションの促進

化学物質の環境リスクを低減し、化学物質の適正管理を促進するためには、市民、事業者、行政等で情報共有し、相互理解を深めることが重要です。市では、環境・リスクコミュニケーションの取組として、化学物質対策に関するセミナーや講習会を開催するなどにより、市民や事業者の理解度の向上を図っています。



図 2-21 環境・リスクコミュニケーションのイメージ

イ 現在の状況

事業者や市民の理解の下、事業者による自主的な化学物質の適正管理の推進及び市による事業者の取組促進などにより、環境基本計画(平成23(2011)年策定)等における重点目標を達成するとともに、市内における化学物質の環境への排出量は、図2-22及び図2-23に示すとおり、大幅に削減されています。

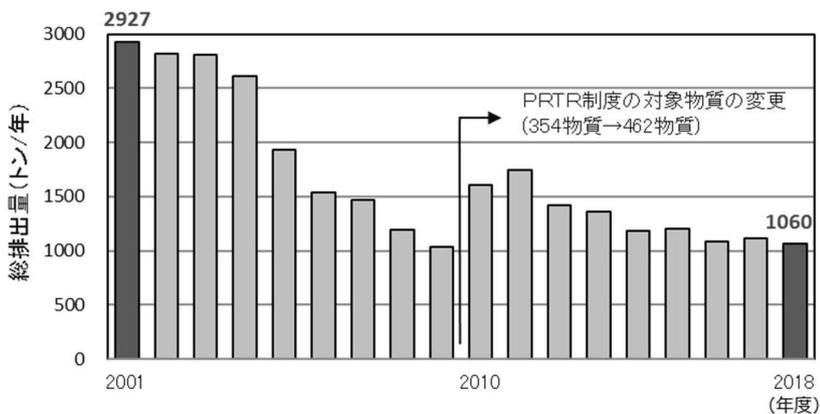


図 2-22 PRTR 対象物質の総排出量（届出対象事業者からの排出量）の推移

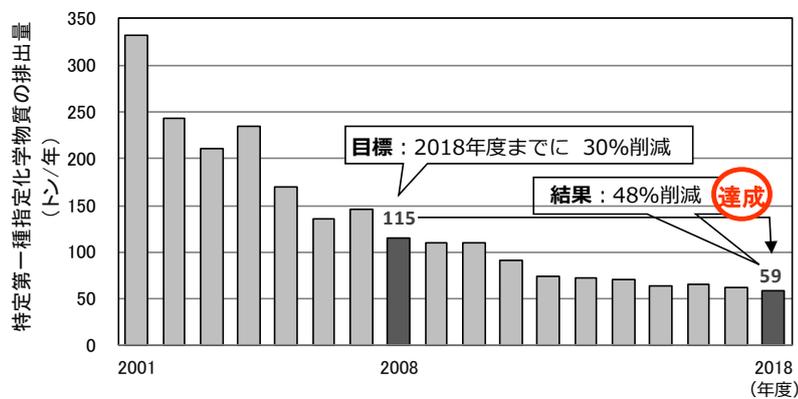


図 2-23 特定第一種指定化学物質の排出量（届出対象事業者からの排出量）の推移

環境基本計画（平成 23（2011）年策定）

重点目標の 1 つである「平成 20（2008）年度を基準年度として、平成 30（2018）年度までに特定第一種指定化学物質の排出量を 30%削減」*について、目標を達成しています（図 2-23 参照）。

※環境リスクの大きさは、化学物質の持つ有害性と暴露量により決まります。化学物質排出把握管理促進法では、より有害性の高い物質を特定第一種指定化学物質としており、川崎市環境基本計画（平成 23（2011）年策定）では、特定第一種指定化学物質の排出量を重点的に減らすことにより、効果的な環境リスクの低減を図りました。

2 大気や水などの環境に関する市民実感

本市では、都市イメージ調査・総合計画市民意識調査・かわさき市民アンケートなど、様々な市民アンケート調査を行っています。さらに、新たな計画の策定に向けて大気や水などの環境に関する市民意識等を把握するため、令和元(2019)年9月に「川崎市の大気、水などの環境に関するアンケート」(※)を実施しました。

※川崎市の大気、水などの環境に関するアンケート
 (以下「大気、水などの環境に関するアンケート」という)
 川崎市の大気や水などの環境への関心、満足度、望む取組などに関する市民意識調査。インターネットにおけるWEBアンケート調査として、18歳以上の市民1,660名を対象に、令和元(2019)年9月18日、19日に実施。

各種アンケート調査の結果から、大気や水などの環境に関する市民の意識について次のとおりまとめました。

(1) 環境改善の状況と市民の満足度

大気や水などの環境は年々改善しており、主な環境基準の達成状況は次のとおり光化学オキシダントや東京湾の水質を除き概ね達成し、近隣都市と比較しても遜色ない状況となっています。

表 2-3 主な環境基準の達成状況

	大 気					水 質	
	二酸化硫黄(SO ₂)	二酸化窒素(NO ₂)	浮遊粒子状物質(SPM)	微小粒子状物質(PM _{2.5})	光化学オキシダント	河川・生物化学的酸素要求量(BOD)	海域・化学的酸素要求量(COD)
達成状況(2019年度)	測定した全地点で達成				測定した全地点で非達成	測定した全地点で達成	沖合部で非達成
全市達成年度	1979	2013	2004	2016	—	2010	—

一方で、かわさき市民アンケートの「生活環境の満足度」のうち「市内の空気や川、海のきれいさ」の経年推移は横ばいであり、環境改善が満足度の向上につながっておらず、市民実感が伴っていない状況がみられます。



図 2-24 市民の空気や川、海のきれいさへの満足度の経年推移

出典：「かわさき市民アンケート(平成22(2010)～令和元(2019)年度調査)」より作成

かわさき市民アンケートでは、市政に対する評価と要望についての設問があり、ここ数年、継続して「大気汚染や騒音・振動などの公害防止対策」が力を入れてほしい取組の上位となっており、環境を改善するための取組が進められていることの周知が十分市民に届いていないことがうかがえます。

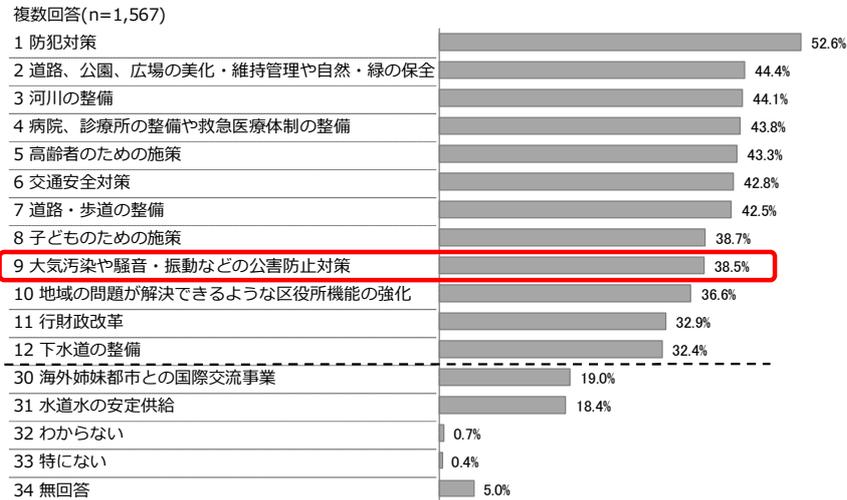


図 2-25 市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと

出典：「かわさき市民アンケート（令和元（2019）年度調査）」

なお、都市イメージ調査（平成 29（2017）年）でも、川崎市に対するイメージを自由記入する項目で「公害・環境汚染・汚い」と答えた割合が上位となるなど、環境改善の実感が伴っていない状況が見られました。

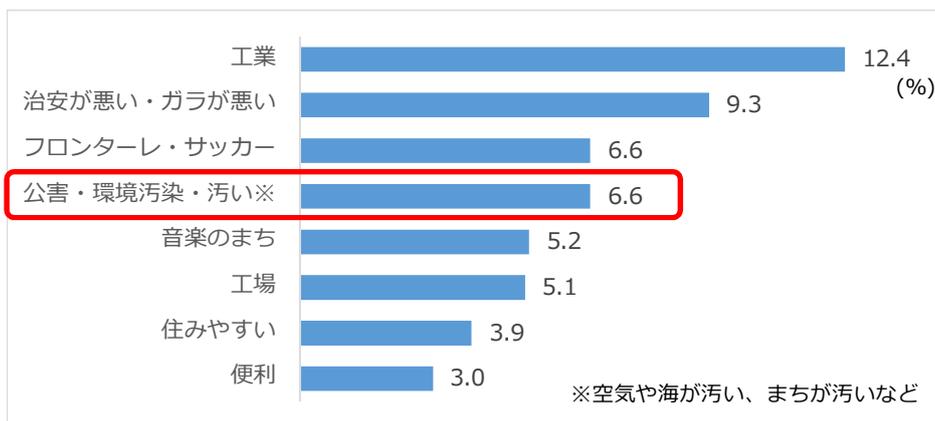


図 2-26 川崎市民が「川崎市」と聞いてイメージすること（自由記入）

出典：「都市イメージ調査（平成 29（2017）年度調査）」
（シティプロモーション戦略プラン第2次推進実施計画）より作成

（2） 地域別、年代別の満足度の傾向

各種アンケート結果を地域別、年代別に分析した結果、満足度について以下のような傾向が見られました。

大気、水などの環境に関するアンケートでは、自宅周辺の「空気のきれいさ」「静かさ」「におい」については、満足度が5割を超えています。一方、「川・海などの水のきれいさ」は5割に至らず、全体的に南部（川崎区）の方が満足度が低く、北部に行くに従い満足度が高くなる傾向が見られました。

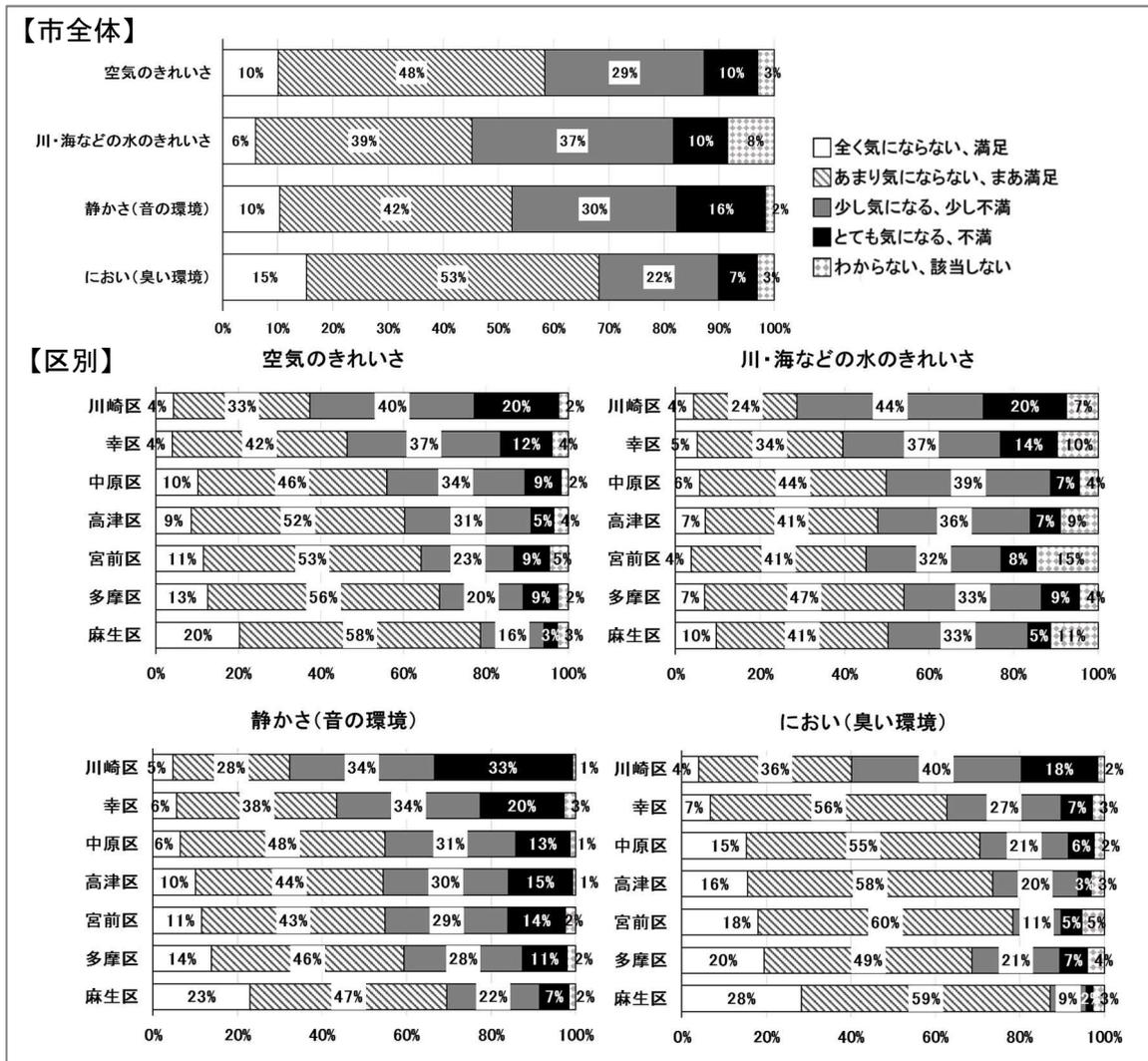


図 2-27 自宅周辺の環境について気になる・不満なこと(上段:市全体、中下段:区別)

出典:「大気、水などの環境に関するアンケート(令和元(2019)年度調査)」

(n=川崎区 254、幸区 177、中原区 295、高津区 257、宮前区 244、多摩区 246、麻生区 187)

かわさき市民アンケートでの「市内の空気や川、海のきれいさの満足度」を年代別に見ると、過去の川崎の状況を知る60～69歳と70歳以上の満足度は高くなっていますが、30～39歳と40～49歳の「満足している」「まあ満足している」と答えた割合の合計は5割未満となっており、満足度はあまり高くない状況となっています。

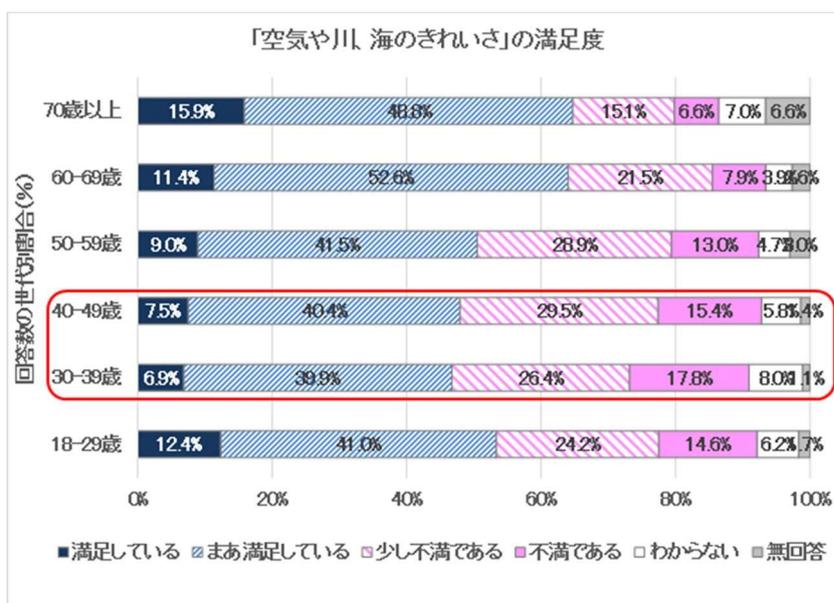


図 2-28 年代別環境への満足度

出典：「令和元(2019)年度第2回かわさき市民アンケート」

(3) 大気・水環境に対する関心及び配慮行動

大気、水などの環境に関するアンケートでは、「大気や水などの環境についての関心度」を聞いた結果、「特に関心はない」という回答が約4分の1、「関心があるが、特に自分から調べたりしたことはない」という回答が約半数を占める結果となっており、大気や水などの環境に関しては、必ずしも関心が高いとは言えない市民が一定数いる状況が見られました。

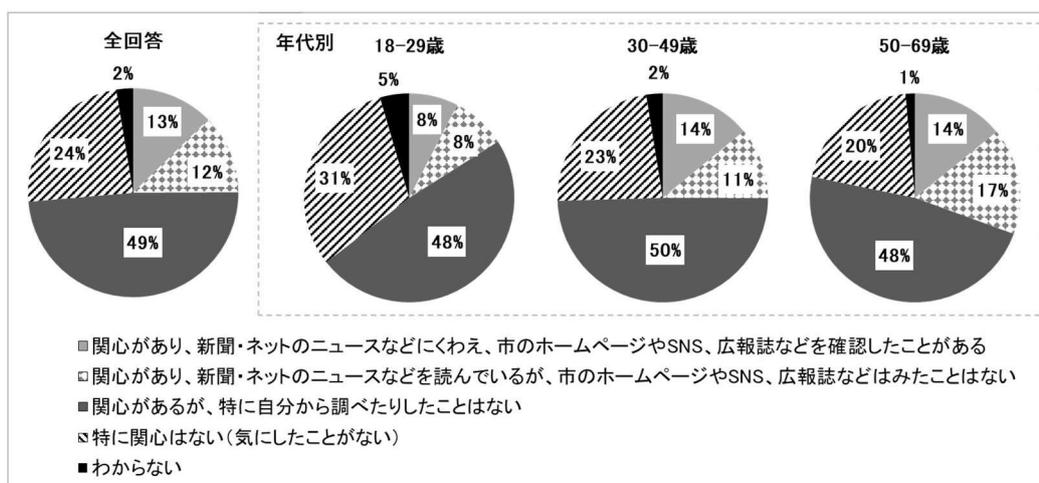


図 2-29 川崎市の大気や水などの環境の状況についての関心

出典：「大気、水などの環境に関するアンケート(令和元(2019)年度調査)」

また、普段実施している取組についての回答では、「油や調理くずを排水口に流さない」「公共交通機関や自転車、徒歩で移動」が高い割合を示した一方、「環境保護活動の参加」「低 VOC 塗料やミストタイプのスプレー製品の選択」は実施している割合が低くなっていました。

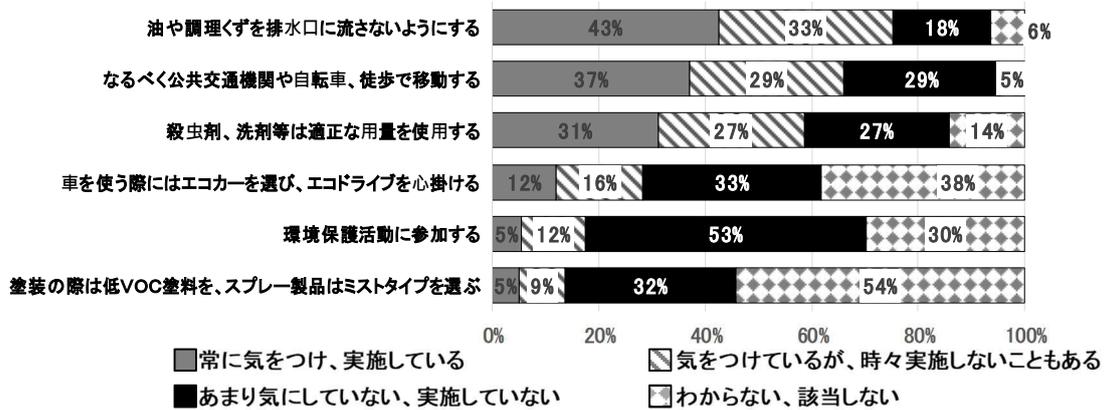


図 2-30 市民が普段実施している取組について

出典:「大気、水などの環境に関するアンケート(令和元(2019)年度調査)」

(4) 効果的な情報発信手法

大気、水などの環境に関するアンケートの「環境の状況を知るために利用したい方法」を年代別で見ると、SNS という回答は 18~29 歳で多く、広報誌などの紙媒体は 50~69 歳で回答が多くなっています。30~49 歳はその中間で、様々な媒体を利用したい意向が見られました。ホームページは、50~69 歳で最も多くなっているほか、どの年代でも回答が多いことが分かりました。

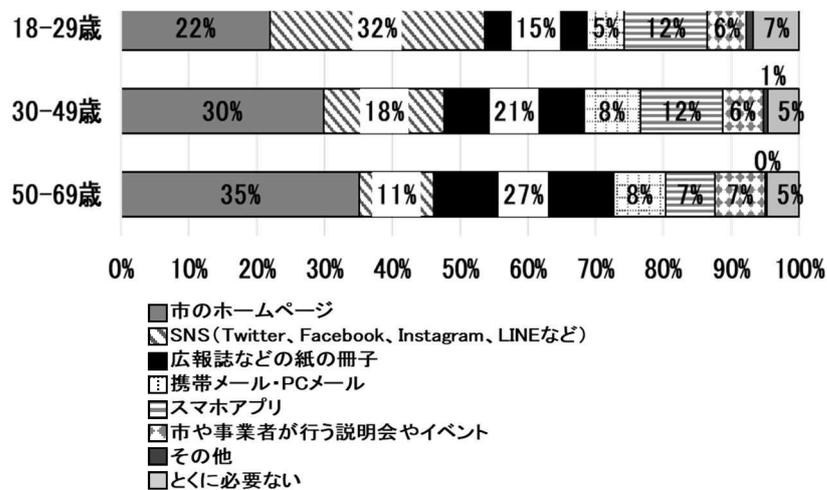


図 2-31 市内の環境の状況を知るために利用したい情報取得方法(年代別)

出典:「大気、水などの環境に関するアンケート(令和元(2019)年度調査)」

3 今後の課題

これまでの取組や成果などの現状を踏まえ、今後の課題を次のとおり整理します。

(1) 大気や水などの環境に係る主な課題

ア 大気環境

これまでの取組により、大気環境は大幅に改善し、ほぼ全ての項目で環境基準（巻末付属資料の付-2参照）を達成していることから、今後においても、これまでの取組を継続することにより、環境基準の達成を維持していくとともに、課題の残る二酸化窒素、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントについては、更なる大気環境の改善に向けて重点的に取り組む必要があります。

(ア) 二酸化窒素（NO₂）

交通量の多い高速横羽線・産業道路などの幹線道路沿道では、対策目標値（環境基準）の上限値（0.06ppm）に近い値で推移しているなど、自排局においては、下限値（0.04ppm）の達成に至っていないため、これまでの取組を継続するとともに、更なる低減に向けて、交通環境対策については、主に事業者の自主的取組を一層推進する必要があります。

また、二酸化窒素濃度は地域ごとに差異があることから、これまでの取組を継続するとともに、地域の特性に応じた取組を推進していく必要があります。

(イ) 微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント

PM2.5は、一部の測定局で環境基準に近い値で推移しています。また、光化学オキシダントは全国的に環境基準を達成しておらず、本市においても、首都圏の他地域と同様に光化学スモッグ注意報が毎年発令されています。このため、PM2.5や光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）濃度の低減に向けて、大気汚染防止法及び市条例等に基づく取組のほかに、事業者の自主的な取組を促進する必要があります。

PM2.5及び光化学オキシダントは、生成までの過程に未解明な部分が多いことから、他地域からの移流等による広域的な影響も考慮したデータ解析を含めた監視や原因究明に向けた調査研究を拡充していくことが求められます。

(ウ) 石綿（アスベスト）

石綿（アスベスト）対策については、今後もアスベスト使用の可能性のある建築物の解体等工事が継続することから、解体等工事によりアスベストが大気に飛散しないよう、引き続き大気汚染防止法及び市条例に基づく監視・指導が必要です。

(エ) 騒音、振動及び悪臭等に係る苦情相談

騒音、振動及び悪臭等に係る苦情相談は減っておらず、依然として苦情相談が寄せられており、工事現場や事業所に対する監視・指導を引き続き実施する必要があります。

- 二酸化窒素については、安心して快適な環境を目指す中で、対策目標値の下限值（0.04ppm）の全局達成に向けて取組を進める必要があります。
- 微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準の達成を維持することが重要ですが、一部の測定局で環境基準に近い値で推移しています。また、生成のしくみに未解明な部分があるなどの課題があります。
- 光化学オキシダントが高濃度になって発令される光化学スモッグ注意報が、依然として毎年発令されており、光化学オキシダント濃度の低減に向けて取り組む必要があります。
- 大気環境に係るその他の課題に対して、これまでの取組を引き続き実施する必要があります。

イ 水環境

これまでの取組により、健康項目の環境基準（巻末付属資料の付-3参照）はすべて達成するなど水環境は大きく改善しました。今後は、より良い水環境をめざし、水質、水量、水生生物、水辺地の構成要素ごとのこれまでの取組を引き続き進めるとともに、市民と水とのより良いふれあいの場づくりなど、総合的な取組を進める必要があります。

(ア) 水質

河川の環境基準の主な項目である生物化学的酸素要求量（BOD）は全地点で環境基準値に適合しており、引き続き全地点での環境基準値適合を維持するため、これまでの法や条例に基づく取組を継続して着実に推進する必要があります。海域の環境基準の主な項目である化学的酸素要求量（COD）は沖合部の水域で環境基準値に適合しておらず、全窒素、全りんは水域の平均値では環境基準を達成しているものの、個々の調査地点では一部で高濃度の地点があることから、東京湾の水質改善に向けて、引き続き国及び周辺自治体と連携した広域的な取組を進める必要があります。

また、水質事故については、事業活動によるものとともに生活排水に起因した事故も発生しているため、事業者や市民に対して、水質事故の未然防止に向けて普及啓発を行う必要があります。

(イ) 水量

法や条例に基づく揚水規制の取組を継続するとともに、健全な水循環の確保への対応として、鶴見川流域水協議会、多摩川流域協議会等への参画など、流域全体での広域的な連携の取組が必要です。

(ウ) 水生生物

水生生物は、より多様な生物が生息生育するよう環境を保全するとともに、その状況について継続して把握することが必要です。

(エ) 水辺地

水辺地は、水生生物の生息生育に適した環境の整備を継続して実施するとともに、より良い市民と水とのふれあいの場となることをめざす必要があります。さらに、市民の水環境への関心を高めるため、河川と合わせて整備されている親水施設を活用し、水質や生物の情報をより分かりやすく提供する必要があります。

(オ) 土壌環境及び地盤環境

水量や水質と関係している土壌環境及び地盤環境は、市域の開発や地下水の利用が継続していることから、これまでの法や条例に基づく取組を着実に推進することが必要です。

これらのことから、水環境保全計画における4つの構成要素に係る取組については、引き続き関連部署と情報を共有しながら、取組を推進していく必要があります。また、より良い水環境をめざし、市民に対しては、身近な水辺にふれあう機会の創出をより充実させることにより、水環境への関心を高め、環境配慮意識の向上を図り、市民一人ひとりに水環境を保全する行動を促していくことも必要です。

- 河川の水環境基準の主な項目である生物化学的酸素要求量（BOD）は、全地点での基準値適合を維持するため法や条例に基づく取組を継続して推進する必要があります。
- 海域の水環境基準の主な項目である化学的酸素要求量（COD）は、沖合部の水域で環境基準値に適合しておらず、基準値適合に向けて国や周辺自治体と連携して取り組む必要があります。
- 水環境に関わる関連部署と情報を共有しながら施策を推進するとともに、市民と水とのより良いふれあいの場づくりを進める必要があります。
- 生活排水に関する普及啓発などにより、市民一人ひとりに水環境を保全する行動を促すことで、更なる水環境への配慮意識の向上を図ることが必要です。
- 水環境に係るその他の課題に対して、これまでの取組を引き続き実施する必要があります。

ウ 化学物質対策

市内における化学物質の環境への排出量は、事業者の努力などにより大幅に削減されています。一方で、第5次環境基本計画（平成30（2018）年4月17日、環境省）では、有害化学物質の管理について、化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進が位置づけられるなど、化学物質対策の方向性は、環境リスクの最小化をめざす流れとなっていることから、これまでの取組を継続するとともに、環境リスクの低減のための取組が必要となります。

さらに、化学物質そのものの情報や化学物質による影響は一般的に理解が難しいものであることから、化学物質の正確な情報を市民、事業者、行政等で共有しつつ、意思疎通を図ることで、化学物質の環境リスク等に係る情報について、理解を促進する必要があります。

- 化学物質の環境への排出量は事業者の努力などにより大幅に削減されており、今後も継続して総排出量の維持又は低減に取り組むことが必要です。
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組が必要です。
- 化学物質の環境リスク等に関する理解促進に向けた更なる取組が必要です。

(2) 大気や水などの環境に関する市民実感の主な課題

ア 環境への関心、環境活動への参加意識の向上

アンケート結果によると、大気や水などの環境に関する情報を特に自分から調べたりしたことはない方も含めて、大気や水などの環境に対する関心が高いとは言えない市民が一定の割合で見られます。そのため、環境配慮意識の向上に向けて、身近な環境への関心を高めてもらえるような分かりやすい情報提供や、環境を知るとともに親しむことができる環境教育や環境学習、イベントなども含めて参加を促していく必要があります。

イ 市民への広報の充実

大気や水などの環境は大きく改善し、近隣都市と比べても遜色ない状況となっておりますが、一方で、市政の仕事で今後特に力を入れてほしい取組として「大気汚染や騒音・振動などの公害防止対策」が継続して上位に位置しています。このことから、環境を保全するために行っている市の取組や、改善が図られた環境の現状を市民に分かりやすく伝えるなど、実感の向上を意識して取り組んでいくことが必要であると言えます。特に、環境への満足度が低い傾向のある30歳代から40歳代の世代は、情報の取得のために利用している方法が、ホームページ、SNS、広報誌などの紙の冊子等多岐にわたっているため、他の世代も含め、伝えたい相手に応じて様々な媒体を効果的に活用し、広報する内容も含めて必要な情報を届ける工夫を行う必要があります。

- 大気や水などの環境への関心は必ずしも高くないことから、関心を高め、環境に配慮した行動を促すための取組が必要です。
- 環境保全の取組や環境の現状が市民に十分伝わっていない状況にあることから、市の取組や環境の現状を市民に分かりやすく伝える必要があります。

第3章 基本的な考え方

1 本計画がめざすもの

本市には、公害問題について、市民・事業者・行政のすべての主体が取組を進めてきた結果、改善が図られた実績があります。こうした実績を活かし、今後も大幅に改善した大気や水などの環境を維持し、次の世代に確実に引き継いでいくことが重要です。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを改めて認識し、健全で良好な環境を育み、健康でかつ心豊かに安心して快適に暮らせるよう、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりをしていかなければなりません。

本計画では、第1章で掲げた環境基本計画における「大気や水などの環境保全」の目標「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」の実現に向け、市民や事業者の連携・協力・参加を促進することで、より良い環境づくりを共に進めていくため、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策等を体系的に分かりやすくとりまとめ、**だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまち**の実現をめざします。

なお、環境基本計画におけるめざすべき環境像である「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」を踏まえ、大気や水などの環境保全分野において、川崎市環境基本条例の規定に基づく環境目標値といった長期的にめざすべき水準の達成を見据えた将来の環境の姿を次のとおり示すこととします。

- ・ 市民が安心できる良好な大気環境が保たれているとともに、快適に過ごせる清浄な大気の実現されている
- ・ 河川や海域の環境が良好に保たれているとともに、人と水のふれあいの場となる豊かな水環境が実現されている
- ・ 化学物質による環境リスクが最小化された安心できる環境が保たれている

また、これらの実現をめざしていくことを通じて、大気や水などの環境に係る市民実感の向上をめざします。

環境基本計画の目標を実現するためには、本計画の対象範囲である大気環境・水環境・化学物質・市民実感のそれぞれの項目ごとに、きれいさや環境リスクの低減等に係る望ましい状態をめざすことが必要となるため、本計画においては、大気環境・水環境・化学物質・市民実感ごとに目標を整理します。

2 目標

環境基本計画に掲げる大気や水などの環境保全分野の目標を踏まえるとともに、第2章において整理した今後の課題を踏まえ、大気環境・水環境・化学物質対策・市民実感の項目ごとに、めざす状況、目標及び指標を示します。

大気

大気環境のめざす状況

大気環境は、これまでの法や条例に基づく取組等により大幅に改善しているものの、二酸化窒素は対策目標値（環境基準）の下限値の達成までには至っておらず、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準に近い濃度で推移しており、光化学スモッグ注意報は毎年発令されている状況にあるため、「二酸化窒素濃度の更なる低減」、「PM2.5濃度の更なる低減」、「光化学スモッグ注意報発令0日に向けた光化学オキシダント高濃度の低減」の3項目を主なものとして、各種取組を推進することで大気環境全体の負荷の低減をめざします。

【目標】

- 二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成
- PM2.5の環境基準の達成維持
- 光化学オキシダント高濃度の低減

[指標]

- ・二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）以下を達成した測定局数
[めざす方向：対策目標値の下限値以下の達成局数の増加]
- ・PM2.5の環境基準を達成した測定局数
[めざす方向：全測定局の環境基準達成の維持]
- ・光化学オキシダント環境改善評価指標値*
[めざす方向：評価指標値の低減]

*窒素酸化物濃度、非メタン炭化水素濃度（VOCの一種）、国の新指標についても把握します。

関連取組*：Ⅰ-1-①・③、Ⅱ-2-②、Ⅱ-3-①、Ⅱ-4-②・③等

※第4章の基本施策に位置づけた具体的取組のうち、指標に直接関連する主な取組を含む施策を示しています。

光化学オキシダント環境改善評価指標値

本計画では、市独自の新たな指標として、光化学スモッグ注意報が発令される4月から10月までの日中の光化学オキシダントの生成量に着目した指標を設定します。

この指標は、光化学オキシダントの原因物質（窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC））の環境濃度との関係性が強く、事業者や市民の原因物質削減の取組の効果が把握できる指標となっています。（詳細は巻末付属資料の付-8参照）





水環境のめざす状況

水環境は、平成 28 (2016) 年度に、市内のほぼ全ての河川に生物化学的酸素要求量 (BOD) をはじめとした環境基準が適用されたこと及び海域では化学的酸素要求量 (COD) の環境基準を達成していないことから、これまでの法や条例に基づく監視・指導を継続するとともに、生活排水対策等の推進に向けて市民の水環境への配慮意識を向上する取組の推進や、国や周辺自治体との連携により、更なる水質改善をめざします。さらに、水量、水生生物、水辺地についても、関係機関と連携して施策を推進し、より良い水環境の実現をめざします。

【目標】

●河川の BOD 及び海域の COD の環境基準値適合

[指標] 河川の BOD 及び海域の COD の環境基準値の適合地点数

[めざす方向：河川の BOD 及び海域の COD の環境基準値の適合地点数の増加]

関連取組：I-1-②・④・⑥・⑦、II-1-①・②、II-2-②、II-4-③等



化学物質対策のめざす状況

化学物質の市内における環境への排出量は、事業者の努力などにより大幅に削減されています。今後は、これまでの取組の継続により第一種指定化学物質の総排出量の維持又は低減をめざすことに加え、事業者による自主的な取組を促進し、化学物質による環境リスクの低減に向けて、個々の化学物質の環境リスクを考慮した適正管理に係る施策を推進します。また、化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた環境・リスクコミュニケーションを推進するなど、市民や事業者等の理解を促進します。

【目標】

●市内の PRTR 対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減

[指標] PRTR 対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量

[めざす方向：現状(H30：1,060 トン)を維持又は低減]

関連取組：II-4-①・③等



市民実感のめざす状況

大気や水などの環境は大きく改善した一方で、市民の満足度は必ずしも高くなく、大気や水などの環境についての関心も高いとは言えないことから、更なる環境の向上を図るとともに、世代ごとに合わせた分かりやすい情報発信や、身近な環境に親しむ取組などを通じて関心を高め、市民の参加を促し、環境配慮意識や環境が良好であるという実感の向上を図ります。

【目標】

●大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上

[指標] 市内の空気や川、海のきれいさの満足度 (かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」)

[めざす方向：現状(R1：53.9%*)より増加すること] *「満足している」「まあ満足している」の合計

関連取組：II-1-①・②・③、II-2-①等

3 方向性及び視点

これまでに述べたことを踏まえて、安全かつ安心で快適に暮らせる大気や水などの環境をめざし、次の2つの方向性を基本として施策を推進します。

【2つの方向性】

安全で良好な環境を保全する

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの環境関連法、市条例に基づく規制を中心とした取組を継続して実施し、環境基準の達成維持を図るなど、これまでの取組で改善した大気や水などの安全で良好な環境を保全する。

安心で快適な環境を共に創る

市民など多様な主体と協働した環境意識の向上に資する取組、事業者の自主的な取組の推進などを実施し、更なる環境の向上や良好な環境に関する市民実感等の向上を図るなど、市民や事業者と一体となって、安心で快適な環境づくりを進める。

また、取組を効果的に推進するためには、大気や水などの環境保全分野だけでなく、関連する分野との連携や本市の地域特性に留意した取組が重要になるため、次の2つの視点を踏まえた取組の推進を図ります。

《2つの視点》

複合的な環境施策の展開

主要な環境分野や大気や水などの環境と関連する施策など、相互に効果が波及し合うことが期待される取組を推進する。

こうした取組を通じて、環境分野間の連携、社会・経済をはじめとする他分野との連携による複合的な環境施策の展開を図る。

地域の特性を踏まえた取組

本市は地域ごとに特徴があるため、地域の特性を踏まえ、地域ごとの大気や水などの環境に係る取組や情報を効果的に発信する。

こうした取組を通じて環境配慮意識の向上や市民実感の向上を図る。